

パブリックコメント意見募集

閲覧用（資料の配布はしていません。）

河内長野市環境基本計画 【中間見直し（素案）】

（平成 28 年 3 月中間見直し）

問い合わせ先

河内長野市環境審議会事務局

（河内長野市役所環境共生部環境政策課）

住所：河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話番号：0721-53-1111

河内長野市環境基本計画

目次

序章 計画の見直しについて.....	1
1. 計画の見直しの要点.....	1

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画の見直しの背景.....	1
2. 計画の視点.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の対象とする範囲.....	3
5. 計画の期間.....	4
6. 計画の対象地域.....	4
7. 計画の構成.....	5

平成23年3月改訂時より継続

第2章 計画の目標及び施策.....	7
--------------------	---

第1節 計画の目標.....	7
1. 環境づくりの基本的な考え方.....	7
2. 望ましい環境像.....	9
3. 環境づくりの目標.....	9
4. 環境目標ごとの指標.....	11

第2節 基本的施策.....	14
1. 市民等と連携し、協働して豊かな生存環境を築くまちづくり.....	15
2. 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり.....	16
3. さわやかで健康な生活が営める安全、かつ、安心なまちづくり.....	18
4. 歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり.....	22
5. 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり.....	25

第3章 重点プラン（施策の展開）28

平成23年3月改訂時より継続 ≪前期≫平成23年度～平成27年度28～42

1. 協働で取り組む次世代へ引き継ぐまちづくり29
2. 環境教育・環境学習の推進31
3. 環境に配慮した豊かな自然の活用32
4. バイオマスタウンの推進33
5. （仮称）バイオマス・パーク河内長野の創出35
6. 環境情報の発信基地の構築36
7. 河内長野市域の温室効果ガスの削減37
8. カーボンオフセット制度を活用した地域活性化38
9. ごみの排出抑制と資源化40
10. クリーンエネルギーなどを活用した「エコのまち 河内長野」の創造41

[中間見直し]重点プランの変更43

≪後期≫平成28年度～平成32年度43～52

1. 豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用45
2. バイオマスタウンの推進46
3. 地球温暖化対策の推進48
4. ごみの3R推進50
5. 再生可能エネルギー導入の推進52

平成23年3月改訂時より継続

第4章 計画の推進53

1. 推進体制53
2. 財政措置など54

用語説明55～62

序章 計画の見直しについて

1. 計画の見直しの要点

河内長野市環境基本計画（以下、「計画」という。）は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として平成 23 年 3 月に改訂し、地域内の資源循環と、人と自然との共生、市民・市民団体・事業者・市などさまざまな主体の参加を基調としたまちづくりを目指しています。

また、計画の中核となる重点施策として、10 項目の重点プランを掲げています。

計画の中間年度となる平成 27 年度において、前期の重点プランの進捗状況を点検・評価した上で、複雑化・多様化する環境問題や時代のニーズに対応し、市の政策の方向性を踏まえたまちづくりを目指すため、計画の見直しを行いました。

見直しの結果、これまでの実績と今後の課題を踏まえ、計画の中核となる重点施策である重点プランを変更することとしました。計画の後期において優先的に取り上げるべき施策として、新たな重点プランを掲げています。

この計画は平成 32 年度までを計画期間としていますので、今回の見直しは重点プランの変更に係るものとし、基本的には平成 23 年 3 月に改訂した計画の内容を継続することとします。

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の見直しの背景

本市の環境に関する取り組みは、河内長野市環境基本条例第 10 条の規定に基づき環境基本計画を策定し、平成 13 年度から現在まで、公害の防止や自然環境の保全などに取り組むとともに、水源保護条例に基づく取り組みやバイオマスタウン※構想などの先駆的な取り組みも進め、各分野において、いち早く、市民、市民団体、事業者、市などの協働※による推進を図ってきたところです。

また、この間、国では、地球温暖化※対策、循環型社会形成、生物多様性※の保全などの法律の整備や政府目標として 2020 年までに 1990 年比温室効果ガス※25%削減を掲げるなど低炭素社会※を構築する取り組みが進められてきました。一方、国際的な取り決めとしては、京都議定書の発効や生物多様性に関する条約第 10 回締約国会議（COP10）での愛知目標や名古屋議定書の採択をはじめ、最近では、第 21 回締約国会議（COP21）などさまざまな取り組みが進められており、環境問題の重要性がよりクローズアップされてきました。

しかしながら、私たちの地球は生命が維持できる許容量を超え、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の低下などの様々な問題が生じています。市内でも大気汚染や河川の水質汚濁は一定改善されてきたものの、里山※などの自然環境の荒廃が進んでいます。

今後は、これらの問題解決の対策をより一層進展させるとともに、低炭素社会の構築、生物多様性の保全などの時間的・空間的な広がりを持った課題や環境の保全と創造に対するニーズの高度化・多様化といった課題に適切に対処することが重要となっています。

他方、市民のニーズは、少子・高齢化社会や経済の低迷を経て、単に物質的、経済的な豊かさを追い求めるのではなく、生活環境や自然環境の保全を優先する方向に変化し、地域の良好な環境づくり活動に自主的に参加し、協働により取り組む意識が高まっています。

このような背景のもとに、計画の見直しにあたっては、現行計画の基本理念や方向性を継承しつつ、環境基本条例第10条の規定に基づき市民、市民団体及び事業者の参画により変更するものです。

※「用語説明」参照。

2. 計画の視点

(1) “環境”をまちづくりの基本とします。

市民の健康で快適な生活の確保と環境の恵みを将来の世代へ継承するために、良好な環境づくりが基本的、かつ、重要な政策であるとの認識に立ち、すべてのまちづくり施策は、環境への配慮を基本として推進します。

(2) 総合的に施策を推進します。

今日の環境問題は複雑・多様で、環境行政の施策は、地球温暖化や公害の防止、自然環境の保全、水環境の保全、廃棄物の処理、道路や公園などの整備、環境教育など広範囲な分野に及ぶため、各分野で保全目標を設定するとともに、各種施策を体系化し、総合的・計画的に施策を推進します。

(3) 市民、市民団体、事業者、行政の主体的な参加と協働による取り組みを推進します。

市民が主役のまちづくりを進めるとともに、環境関連施策の推進には、市民、市民団体、事業者、行政などのあらゆる主体の参加による実践が必要であり、協働による環境づくりに取り組みます。

(4) 地球的・持続的視点に立った環境づくりを推進します。

良好な環境の保全と創出は、身近な地域から地球規模まで、さらには現在の世代から将来の世代まで、また人間以外の他の生物との共存・共生の認識に立った、地球的・持続的視点で進めます。

(5) 河内長野らしさを生かし、地域発の環境づくりを推進します。

本市は、自然環境、歴史的文化環境、都市環境などに他の都市にない独自のものがあります。そのポテンシャル※を生かして環境のブランド化を図り、市民が地域への愛着と誇りの持てるアイデンティティ※を守り、育てていきます。

(6) 循環と共生を基調に、環境と経済の好循環※したまちづくりを目指します。

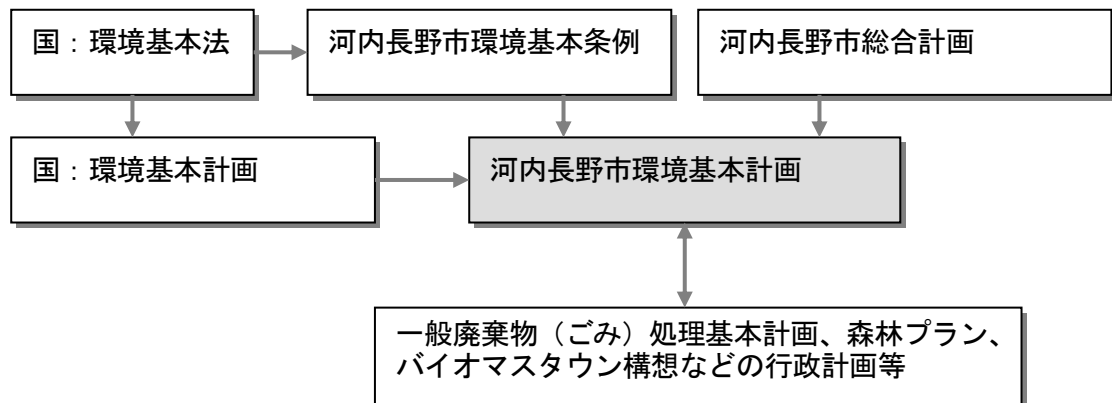
環境の恵みを大切にし、資源・エネルギー利用について、可能な限りの自立・循環型のシステム（地域循環圏※）に転換を図り、人と人、人と自然が共生する環境と経済の好循環したまちづくりを目指します。

3. 計画の位置づけ

計画は、環境基本条例第10条の規定に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めるものです。

また、計画は、市の他の計画や施策などについて整合を図るものです。

■計画の位置づけ



4. 計画の対象とする範囲

対象とする環境の範囲は、地域環境（自然環境・生活環境・文化環境）と地球環境に分類し、さらに市民生活に関わる環境要素を幅広くとらえ、これらの要素が相互に関連していることに配慮するとともに、これらの施策を動かす基盤となる人・しくみづくりを計画の範囲に入れて全体の計画とします。

■計画の対象とする範囲と要素

環境の範囲		環 境 要 素
計画の範囲	地域環境 自然環境	緑、水、土、動植物など
	生活環境	公害－大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染など 環境影響－化学物質など 廃棄物、ヒートアイランド
	文化環境	公園・緑地、水辺、景観、歴史・文化、公共施設など
地球環境		地球温暖化、資源・エネルギーなど
人・しくみづくり		環境教育・環境学習※、パートナーシップ※の形成など

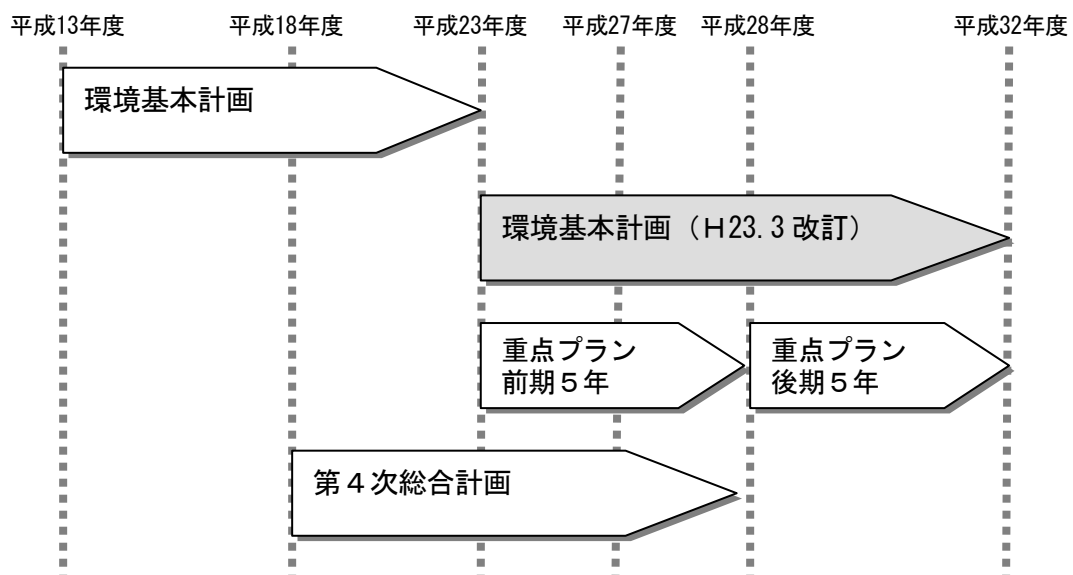
5. 計画の期間

環境に関する施策は、今後も、地球規模の問題として取り上げ続けられると想定されるため、さまざまな施策展開が予測されます。このため、計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間としています。

また、毎年度、計画の進捗状況を点検し、河内長野市環境報告書として公表するとともに、継続的な環境改善に取り組んでいます。

なお、中間年度である平成27年度（2015年度）には5年間の中間評価を基に点検し、社会経済の動向や環境の変化、科学技術の進展などを踏まえて、必要に応じた計画の見直しを行ったところです。

■計画の期間



6. 計画の対象地域

計画の対象地域は本市全域とします。

なお、時間的・空間的な広がりを持つ次に示す環境問題については、広域的な対応を考慮し、柔軟にとらえることとします。

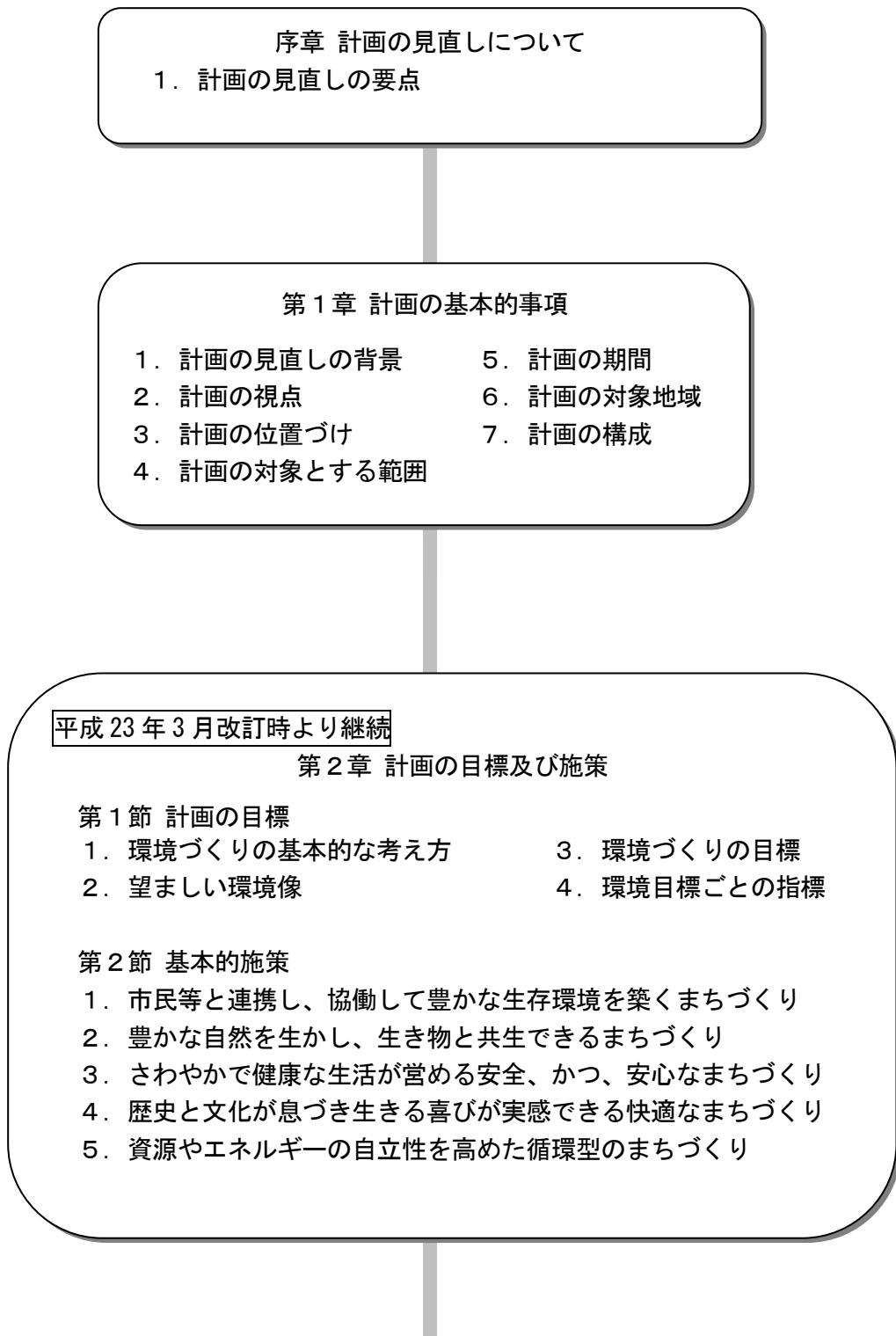
■市域を越えた対応が必要な環境問題

- 河川の水に関わるもの
- 生物多様性に関わるもの
- 大気汚染に関わるもの
- 自動車交通に関わるもの
- 水質汚濁に関わるもの
- 廃棄物に関わるもの
- 地球規模の環境問題に関わるもの など

7. 計画の構成

計画の構成を次に示します。

■計画の構成



第3章 重点プラン（施策の展開）

平成23年3月改訂時より継続

《前期》平成23年度～平成27年度

1. 協働で取り組む次世代へ引き継ぐまちづくり
2. 環境教育・環境学習の推進
3. 環境に配慮した豊かな自然の活用
4. バイオマスタウンの推進
5. （仮称）バイオマス・パーク河内長野の創出
6. 環境情報の発信基地の構築
7. 河内長野市域の温室効果ガスの削減
8. カーボンオフセット制度を活用した地域活性化
9. ごみの排出抑制と資源化
10. クリーンエネルギーなどを活用した「エコのまち 河内長野」の創造

《後期》平成28年度～平成32年度

重点プラン＜共通＞

○協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造

○環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

1. 豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用
2. バイオマスタウンの推進
3. 地球温暖化対策の推進
4. ごみの3R推進
5. 再生可能エネルギー導入の推進

第4章 計画の推進

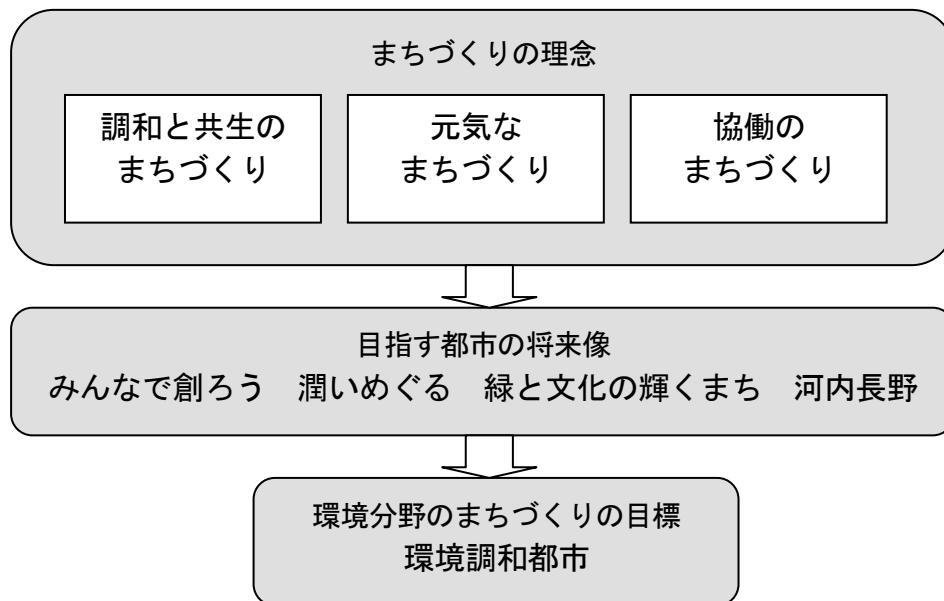
1. 推進体制
2. 財政措置など

第2章 計画の目標及び施策

第1節 計画の目標

1. 環境づくりの基本的な考え方

第4次総合計画では、本市のまちづくりの理念と、都市の将来像を以下のように定めています。



また、環境基本条例第3条では、次のように基本理念を定めています。

1. 市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代に継承していくこと。
2. 地域における多様な生態系などの自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。
3. 資源及びエネルギーの消費を抑制し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的発展が可能な循環型社会を構築すること。
4. すべての者が、地球環境保全を自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において地球環境保全を積極的に推進していくこと。
5. 市、市民、市民団体、事業者が、それぞれの役割の中で良好な環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平、かつ、対等の立場で連携すること。
6. 長い年月の中で蓄積された歴史的文化的遺産の保存及び活用を図るとともに、先人たちが築いた文化や知恵などを学ぶことにより、これらを良好な環境の保全及び創出を図るための行動の中に生かすこと。

○改訂前の計画では、望ましい環境像を「循環と共生を基調にした地球市民社会の構築」と設定しました。この普遍的ともいえる環境像を改訂後の計画においても継承していきます。

○また、今日の環境問題の認識と環境基本条例の基本理念を基本に、本市の環境の現状と課題や市民ニーズ及び経済とまちづくりを勘案して、社会経済活動や生活様式を可能な限り自立・循環型のシステムに転換を図り、人と自然、人と人が共生するまちづくりを目指して、本市の望ましい環境像を以下のように設定します。

望ましい環境像

循環と共生と参加を基調にした 環境調和都市・河内長野

豊かな森林を形成するやまなみやそこから広がる丘陵地、さらに市街地まで続く石川の流れなどの豊かな自然、また、歴史的な寺社やまちなみなどの歴史的文化的遺産、自然と人の生活とが共生する里山といった本市の貴重な資源を保全、活用するとともに、市民の一人ひとりが身近な環境から地球規模の環境まで深く理解し、地域の文化を生かし、できるだけ地域内の資源循環と人と自然の共存・共生及び将来の世代に継承する良好な環境づくりへ、すべての主体の参加を基調としたまちづくりを目指します。

「**循環**」は、自然の循環と調和した資源・エネルギー利用システムを確立している状態を意味しています。

「**共生**」は、人と自然、人と人、人と地域社会や地域と地域の共存・共生を表わしています。

「**参加**」は、“シンクグローバリー、アクトローカリー（地球規模で考え、地域で行動する）”を基本に、地域のより良い環境づくりに、すべての主体が参加と協働で取り組むことを表しています。

「**環境調和**」は、地球上の生命は生態系※（つながり）の絶妙なバランスの中で維持されており、人と社会・経済活動もできるだけこれに同化させた生活文化を私たちは築き上げていく意味を表現しています。すなわち循環と共生と参加を基本とした持続可能な社会発展を創出することを意味しています。



■惣代

2. 望ましい環境像

「環境調和都市・河内長野」は、循環と共生と参加を基調にした環境と経済の好循環したまちづくりであり、次に示す、5つの環境目標から形成されます。

(1) 市民等と連携し、協働して豊かな生存環境を築くまちづくり（人・しくみづくり）

持続可能な社会を実現するために、市民、市民団体、事業者、行政の各主体が、公平な役割分担と、自主的積極的に参加・協働して取り組むまちづくり

(2) 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり（自然環境）

豊かな自然を保全し、活用を図るとともに、貴重な動植物などの生き物が生存・生育できる生物多様性を保全し、人と生き物が共存・共生できるまちづくり

(3) さわやかで健康な生活が営める安全、かつ、安心なまちづくり（生活環境）

都市災害の防止や大気汚染、水質汚濁など公害のない、ごみゼロを目指す市民が健康で安全、かつ、安心な生活が営めるまちづくり

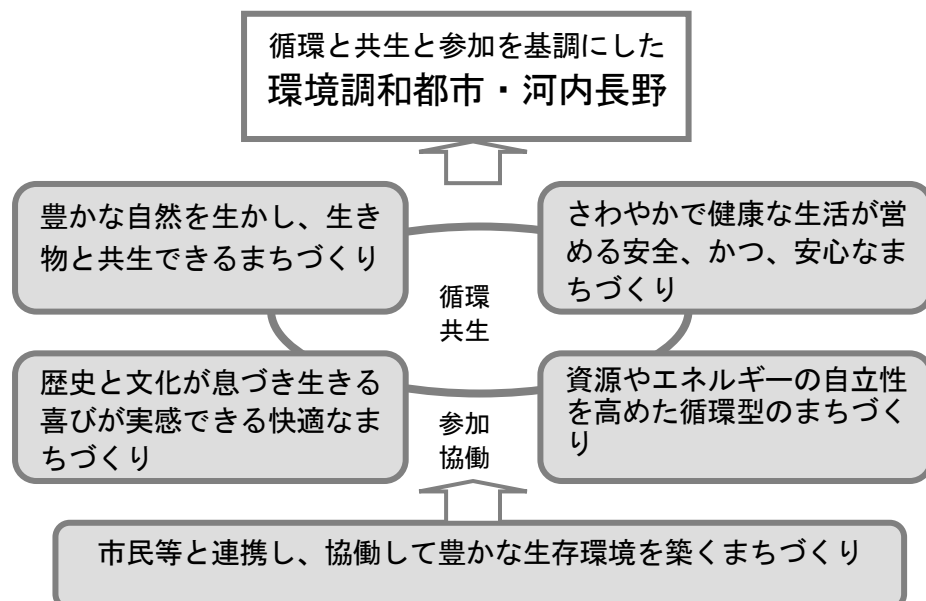
(4) 歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり（文化環境）

地域固有の歴史や文化を保全し、活用を図り、快適性を高め、良好な都市空間の創造と生きる喜びが実感できるまちづくり

(5) 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり（地球環境）

有限な資源やエネルギーを有効に活用し、自立性を高め、地球環境の保全に地域から取り組む環境と経済の好循環したまちづくり

3. 環境づくりの目標



■環境目標及び施策の方向の設定

望ましい環境像の環境目標と施策の方向を次のように設定します。

【環境目標】 市民等と連携し、協働して豊かな生存環境を築くまちづくり

【施策の方向】 ①すべての人の参加と協働を目指す

【環境目標】 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり

【施策の方向】 ①緑や水辺の豊かな環境を守る
②野生の動植物を守る
③自然とのふれあいをつくる

【環境目標】 さわやかで健康な生活が営める安全、かつ、安心なまちづくり

【施策の方向】 ①さわやかな大気を守る
②静かなまちをつくる
③きれいな水を守る
④地下水や土を大切にする
⑤有害な化学物質による汚染を防止する
⑥ごみを減らし資源として生かす

【環境目標】 歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり

【施策の方向】 ①潤いと安らぎのある快適空間をつくる
②美しいゆとりある空間をつくる
③歴史と文化が感じられるまちをつくる

【環境目標】 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり

【施策の方向】 ①低炭素社会をつくる
②循環型社会をつくる

(1) 環境目標の基本的な考え方

平成32年度(2020年度)を目標年次とした5つの環境目標を達成するために、各種施策の方向に対し、具体的な環境指標※を設定しました。

このうち、数値化を図ることが可能な項目については、可能な限り数値目標を設定しました。

■数値目標設定の基本的な考え方

数値目標の設定については、次のような考え方を基本とします。

①大気汚染、水質汚濁、騒音など法的な環境基準※が定められている項目については、その環境基準などを数値目標とします。

●環境基準を達成していない場合は、まず環境基準の達成を目指します。

●環境基準を達成している場合は、現状の数値(2010年度)からさらに引き下げ、改善を目指します。

②各種行政計画で数値目標が既に定められている項目については、その数値目標を用います。

●各種行政計画の改訂などに伴って数値目標が変更された場合、本計画の数値目標は、変更後の数値とします。

③環境づくりの目標の数値化の考え方については、可能な限り数値目標を掲げて、達成するために市が率先して取り組むことはもとより、市民、市民団体、事業者の達成目標でもあります。

4 環境目標ごとの指標

【環境目標】 市民等と連携し、協働して豊かな生存環境を築くまちづくり

【環境指標】

①すべての人の参加と協働を目指す

●公民館などでは、環境講座又はイベントの実施を目指します。

●市民、市民団体、事業者、市が連携し、協働した事業の充実を図ります。

【環境目標】 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり

【環境指標】

①緑や水辺の豊かな環境を守る

●森林面積は現状の確保に努めます。(特定機能地域を除く。)

●農地面積は現状の確保に努めます。

●水質に係る環境基準の維持・達成を目指します。

②野生の動植物を守る

●生物多様性を確保する方法を検討します。

●特定外来生物※であるアライグマの防除を進めます。

③自然とのふれあいをつくる

- 市民などが自然とふれあう場を提供するイベントを年間を通じ、40回実施することを目指します。

【環境目標】 さわやかで健康な生活が営める安全、かつ、安心なまちづくり

【環境指標】

① さわやかな大気を守る

- 環境基準の維持・達成を目指します。
- 工場・事業場や自動車からの窒素酸化物※などの排出による負荷の削減を図ります。
- 市の所有する車両に占める低公害車※などの割合は、平成32 年度（2020 年度）までに40%以上を目指します。

② 静かなまちをつくる

- 騒音については、環境基準の維持・達成を目指します。
- 道路騒音・振動については、要請限度※の達成を目指します。

③ きれいな水を守る

- 河川は、環境基準の維持・達成を目指します。
- 河内長野市生活排水処理計画に基づき、平成32 年度（2020 年度）までに石川ではBOD※値0.7、西除川ではBOD値1.0の達成を目指します。
- 公共下水道の整備は、平成32 年度（2020 年度）までに、市街化区域※において下水道普及率の概ね100%達成を目指します。

④ 地下水や土を大切にす

- 地下水汚染や土壌汚染については、環境基準の維持・達成を目指します。

⑤ 有害な化学物質による汚染を防止する

- 有害な化学物質については環境基準の達成を目指します。

⑥ ごみを減らし資源として生かす

- ごみは、排出抑制や資源化等の推進により平成32 年度（2020 年度）までに1 日1 人当たりの発生量を864.5gに抑制を図ります。
- 市グリーン購入※方針を策定し、市のグリーン購入の目標を設定します。

【環境目標】 歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり

【環境指標】

① 潤いと安らぎのある快適空間をつくる

- 公共施設での緑のカーテン・緑のカーテンモニターの充実を図ります。

② 美しいゆとりある空間をつくる

- 地区計画※や建築協定※などの地域のルールづくりを進めます。

③ 歴史と文化が感じられるまちをつくる

- バイオマス・パーク※の創出などエコミュージアム※によるまちづくり事業の拡大を目指します。
- 文化財の指定の拡大を図ります。

【環境目標】 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり

【環境指標】

①低炭素社会をつくる

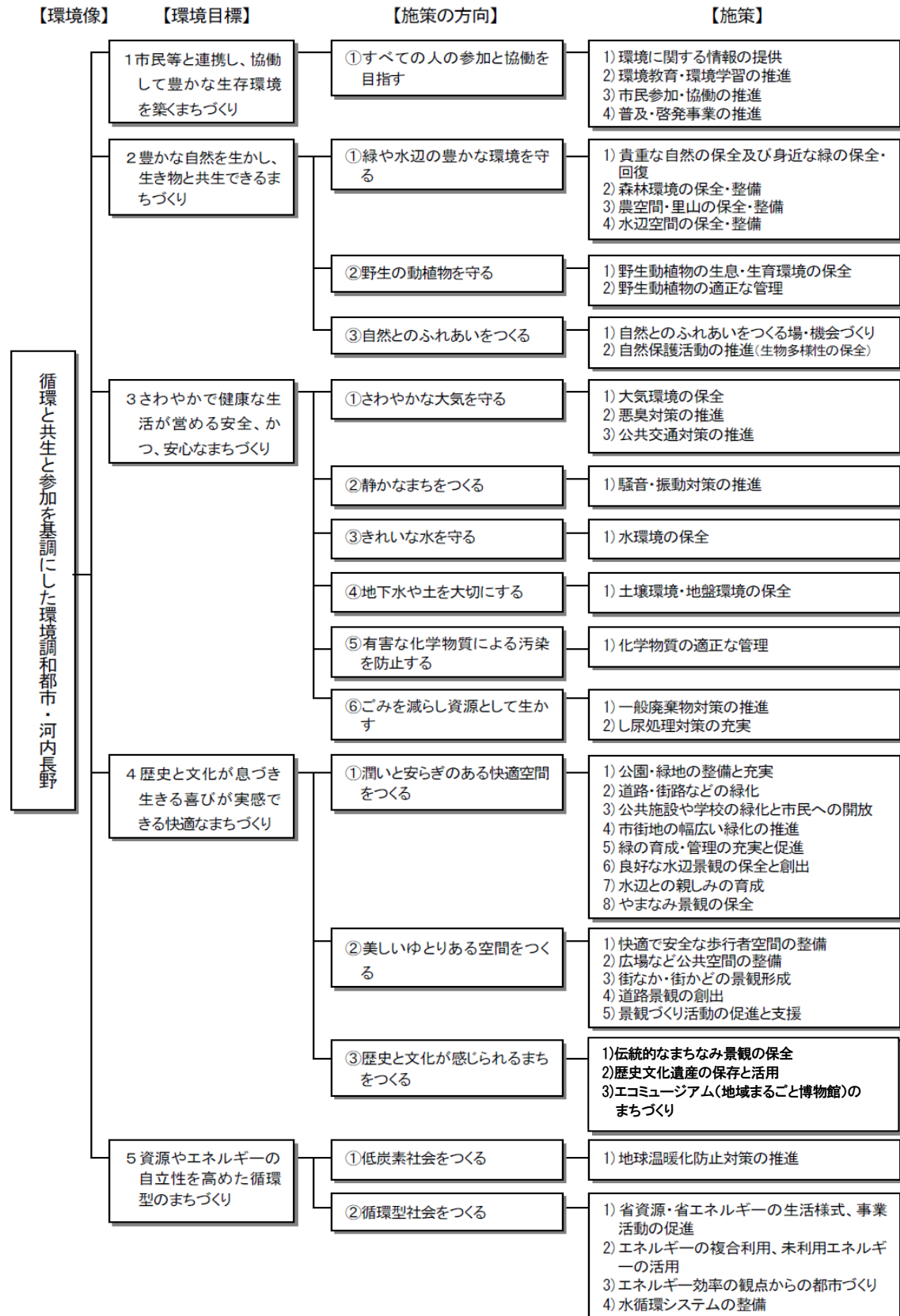
- 温室効果ガス排出量は、市自ら、平成25年度までに平成17年度比37%以上の削減を目標とします。なお、平成25年度以降の目標は、河内長野市環境率先行動計画～河内長野市役所エコアクションプラン～に基づき目標を設定します。
- 市域の年間温室効果ガス排出量を把握し、削減するため、(仮称)河内長野市地球温暖化対策実行計画等協議会を設置し、削減目標を設定します。

②循環型社会をつくる

- ごみのリサイクル率は、平成32年度（2020年度）までに30.5%を目指します。
- 廃食用油の回収率は、平成27年度（2015年度）までに現行の約3倍となる約2万ℓを回収し、利活用します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギー※の利用件数の増加を図ります。

第2節 基本的施策

■環境施策の総合的な体系図



1 市民等と連携し、協働して豊かな生存環境を築くまちづくり

循環と共生と参加を基調にした環境調和都市・河内長野とその環境目標を実現するためには、環境教育・環境学習の実践、環境保全活動拠点の確保、環境情報の公開などが不可欠です。

市民一人ひとりが自主的、積極的に持続可能な社会づくりへ参加し、協働で進めていくことが求められます。そのためには、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場での適切な環境教育・環境学習や環境情報の提供、市民、市民団体、事業者の自主的な環境保全活動への支援を図り、地域環境力を高めることを目指します。そして、計画の実効性を高め、効果的な推進を図るために、環境基本計画を市政全体の中で総合的な環境行政の中心に位置づけ、推進する体制を整備し、適切な進行管理を行っていきます。

【施策の方向及び施策】

①すべての人の参加と協働を目指す

1) 環境に関する情報の提供

- 市民、市民団体、事業者、市が（仮称）バイオマス・パーク河内長野などの環境情報を提供、共有し、相互理解を促進します。
- 烏帽子形公園などを環境情報の発信基地と位置づけます。

2) 環境教育・環境学習の推進

- 里山保全・循環型社会・歴史的文化遺産情報などの環境教育・環境学習の情報発信基地として、烏帽子形公園などを位置づけます。
- 環境保全・環境学習促進拠点施設の一つとして（仮称）バイオマス・パーク河内長野を位置づけ、学校教育及び社会教育や家庭、学校、職場、地域の間など生涯学習において総合的・体系的な環境教育・環境学習を進めます。
- 本市の特性である恵まれた自然環境を利用し、自然の大切さや持続可能な未来を次世代の子どもたちなどに提供します。
- 市民団体主体のもと、市公園緑化協会や市が連携、協働し、市民が身近な里山とふれあえる場として、烏帽子形公園をモデル例として、環境教育・生物多様性の保全教育を推進します。
- 環境学習リーダーや環境保全活動ボランティアなどの育成等推進体制の整備を図ります。
- 市が連携、協働して地域全体で環境保全・環境学習を推進し、地域環境力の向上を図ります。

3) 市民参加・協働の推進

- 市民、市民団体、事業者、市が、協働して環境事業を実施します。
- 市民、市民団体、事業者、市が、協働・連携できるネットワークを構築します。

4) 普及・啓発事業の推進

- 市民、市民団体、事業者、市が協働・連携し、環境フォーラム、講演会、研修、イベントなどの啓発事業の実施を図ります。
- 市民団体と市が協働し、環境家計簿※の取り組みの推進運動を進めます。

「地域環境力」とは、当該地域の独自性を持った豊かな地域（環境・経済・社会の3観点で総合的に向上する持続可能な地域）づくりのための環境保全に資する活動・行動を、①住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、②その地域の特性を的確に把握・活用しながら、③互いに連携・協力して、進めやすい状況・潜在力が、当該地域にどの程度整っているかを表す概念とする。

出典 環境省：平成21年、第3次環境基本計画における重点分野「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に係る指標の充実化のための調査検討について



■森林ボランティアの活動



■環境フォーラムの開催

2 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり

豊かな自然環境を構成する緑や水辺、そこに生息する多様な生き物は、本市のみならず大阪府内においても貴重な財産であり、多くの市民が誇りとしている資源です。しかしながら、近年、森林や農地など里地里山※の荒廃、都市化の進展などにより自然環境が減少・劣化してきて、生態系に影響が出てきています。

人と自然との共生を図っていくため、自然環境の適切な保全・育成・回復や自然とのふれあいの場や機会をつくるなどの施策を進め、自然の恵みを貴重な財産として将来の世代に引き継いでいきます。また、森林や農地を基盤とする第一次産業を振興しながら、同時に、多様な生物が生息できる生態系の維持と調和を図っていきます。

【施策の方向及び施策】

①緑や水辺の豊かな環境を守る

1) 貴重な自然の保全及び身近な緑の保全・回復

- 自然特性に応じた自然類型ごとの保全・活用指針の策定を図ります。
- 市街地及び周辺に残された水辺、樹林地などの緑地の保全・回復・活用を図ります。
- 特定機能地域の活用にあたっては緑の保全に十分配慮するよう誘導を図ります。

- イベント実施時は、「河内長野市イベントマニュアル～エコアクション編」に基づき自然環境保全に関する配慮を実施します。

2) 森林環境の保全・整備

- 山地の荒廃や崩壊防止など森林地域の保全を図ります。
- 森林の公益的機能の維持・増進を図ります。
- 天然林と調和した育林など森林の保水能力を高めるように計画的な森林造成・治山事業の推進を図ります。
- 国産材の需要に対する状況を踏まえ、収益性の悪化や林業労働者の減少・高齢化など厳しい状況におかれている林業の活性化を行います。
- 保安林整備事業など適正な森林管理と育成を促進します。
- 林業の生産活動の振興と森林保全を一体的に推進します。

3) 農空間・里山の保全・整備

- 営農支援体制の充実など農業生産の振興及び国の「里山里地保全活用行動計画」等を踏まえ、里地里山文化の形成を図ります。
- 農村集落の生活環境の向上など生産基盤の整備を進めます。
- 周辺の自然環境に調和した集落地景観の保全を図ります。
- 烏帽子形公園をモデル例とした原風景ともいえる田園風景の保全・継承と里山の保全を図ります。
- 緑・オープンスペース（公園、広場、河川、池、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称）などの確保としても重要な空間である農地の果たす公益的機能の維持・増進を図ります。
- 環境保全型農業※の推進を図り、地元農産物や大阪エコ農産物※の地域内消費を促進します。

4) 水辺空間の保全・整備

- ため池の保全など、ため池環境整備事業を推進します。
- 大規模開発にあたっては、河川管理者と連携しながら、調整池・沈砂池※の設置など十分な治水対策の指導を推進します。

②野生の動植物を守る

1) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- 市域に生息する多様な野生動植物の保護を図ります。
- 府と協力して、鳥獣保護区などを中心とした貴重な野生動植物の保護を図ります。
- 自然環境調査のデータを活用し、生物多様性地域戦略※について調査・研究します。
- 市街地でのビオトープ※を調査・研究します。

2) 野生動植物の適正な管理

- 野生動植物の乱獲、不必要な採取の抑制を図ります。
- 特定外来生物による日本固有の生態系への悪影響の抑制を図ります。
- 有害鳥獣の適正な管理手法の調査研究を進めます。

③自然とのふれあいをつくる

1) 自然とのふれあいをつくる場・機会づくり

- 市民などが身近に自然とふれあいながら森林の保全と活用を図る場をつくりします。

- イベントなどで自然観察等ができる公園、緑地、自然観察路（ネイチャートレイル）の活用を図ります。
- 新しい観光・レクリエーションとしてグリーンツーリズム※やエコツーリズム※を推進します。
- 児童・生徒・市民などが農林業体験学習、市民農園等で土と親しむ機会の充実と実施を図ります。
- 自然観察会、シャワークライミング※などの開催を自然環境の保全を考えながら推進します。
- 竹・木質バイオマス※などの利活用を自然と人間の係わりを考えるきっかけとし、本市が第4次総合計画の一つの目標として掲げる「環境調和都市」の実現を図ります。
- 高齢者や障害者も容易に水辺などの自然とふれあえるよう、スロープや手すりの設置などユニバーサルデザイン※を進めます。

2) 自然保護活動の推進（生物多様性の保全）

- 自然保護団体の活動への支援を進め、生物多様性の保全活動の継続と発展を図ります。
- 自然の解説者（インタープリター）、ボランティアなどの人材育成及び人材ネットワークの形成を図ります。
- 河川・森林・動植物などに対する自然保護意識・生物多様性の保全意識の啓発や市民活動への支援を図ります。
- 生物多様性の保全に関するイベントの開催など多様な啓発・学習事業を推進します。

3 さわやかで健康な生活が営める安全、かつ、安心なまちづくり

きれいな空気、清らかな河川の水、静かなまちなどは、私たちが安全・安心で健康な生活を営める基本的な条件です。しかしながら、都市活動の活発化や生活様式の変化に伴って、自動車利用の増大などによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増加などによる生活環境への影響が問題となっています。

私たちは、安全で健康、かつ、安心して生活が出来る良好な環境を保つためには、日常生活や事業活動などあらゆる場面で環境を損なわない行動が求められています。

生活環境における安全性の確保及び公害などの防止やごみの排出抑制に努めるとともに、環境への負荷の小さい産業経済活動や生活様式への転換を図ります。

【施策の方向及び施策】

①さわやかな大気を守る

1) 大気環境の保全

- 法令に基づく環境基準を達成するよう関係機関に要請します。
- 工場・事業場などの規制・指導については、関係機関と協力して大気汚染防止（窒素酸化物・硫黄酸化物※・浮遊粒子状物質※・炭化水素類・ばい煙・粉じん※・光化学オキシダント※など）対策を推進します。

- 近隣自治体と連携し、自動車交通量の抑制や道路・交通対策など大気汚染対策の広域的対応を図ります。
- 汚染物質の排出実態を把握するための各種調査を進めます。
- 大気汚染に係る監視測定体制の整備を図ります。
- 公害防止関連技術などの普及を図り、事業者の取組みを促進します。
- 大気汚染防止月間（12月）などにおける普及・啓発の強化を図ります。
- 屋外燃焼行為については、指導を行い、大気環境の保全を図ります。

2) 悪臭対策の推進

- 工場・事業場に対する立入検査を行い、規制・指導を進めます。
- 屋外燃焼行為については、関係機関と協力して規制・指導を進めます。
- 日常生活における悪臭防止を図るため、マナーの向上などの普及・啓発を図ります。

3) 公共交通対策の推進

ア. 自動車排出ガス対策

- 低NO_x車など最新規制適合車への転換の促進を図ります。
- 公用車での低公害車の率先・計画的導入などを推進し、「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに市民等の啓発を図ります。
- 燃料供給施設の基盤整備を促進します。
- エコドライブ※研修や事業者、イベント主催者などと連携し、アイドリングストップ※等エコドライブを推進します。

イ. 道路交通騒音・振動対策

- 街路樹や緩衝緑地帯※の設置、防音壁の設置、舗装の改良など沿道環境の改善を図るとともに関係機関に協力を要請します。
- 新設道路については、計画段階において沿道環境への影響を低減するための対策を図るとともに関係機関に協力を要請します。
- 点検整備の励行や急発進・急加速の抑制など騒音の発生が少ない自動車走行、不要不急の自動車利用やマイカー通勤の自粛などの普及・啓発を図ります。

ウ. 公共交通機関などの整備

- 公共交通機関の整備や利便性の向上など総合交通対策を図る交通需要マネジメントシステム（TDM）※を関係機関と連携を図りながら推進し、モーダル交通システム※、パーク＆ライドシステム※などの一体化した整備の検討を進めます。
- 市内を循環する小型バスの導入などバスの利便性の向上、バス交通の円滑化、バスの走行環境の改善などのオムニバスタウン※の推進やバス交通の活性化を図ります。
- ノンステップバス、低公害車などの導入支援の充実を図ります。
- 環境定期券※の普及・啓発を図ります。
- 段差の解消などによる自転車・車椅子の通行が可能な歩道の整備、駐輪場の整備などによるユニバーサルデザインを推進します。



■モックルコミュニティバス

エ. 交通渋滞の抑制

- フレックスタイム※、時差出勤などの導入の検討を進めます。
- 交差点の改良などによる交通流（道路交通の主に自動車の流れ）の円滑化を推進します。
- 自動車と共存できるまちづくりを推進します。

②静かなまちをつくる

1) 騒音・振動対策の推進

- 法令に基づく騒音振動に対する環境基準の達成を目指します。
- 騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の規制・指導、特定建設作業実施時の規制・指導を図ります。
- 法や条例に基づく届出の際に低騒音・低振動機器の採用や建屋構造の防音・防振化などの対策指導により、騒音・振動発生 of 未然防止を図ります。
- 建設作業を行う事業者に対し、規制の遵守、防音シートの設置、作業時間の検討や付近住民への工事内容の十分な説明などについて指導を図ります。
- 騒音・振動に係る監視測定体制の整備を図ります。
- 深夜営業を営む事業者に対し、カラオケや拡声器などについて、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係機関と協力して規制・指導を図ります。
- 生活騒音の低減を図るため、市民のモラル向上などの啓発を図ります。

③きれいな水を守る

1) 水環境の保全

- 関係機関と協力して法令に基づく水質の環境基準の達成を目指します。
- 生活排水処理計画に基づく水質保全対策を推進します。
- 公共下水道事業の計画的推進及びコミュニティプラント※の公共下水道への早期接続換えを図ります。
- 合併処理浄化槽※の設置の計画的促進を図ります。
- 河川の下流の自治体との連携による水質保全・浄化対策を推進します。
- 上水道水源の水質保全対策を推進します。
- 水質汚濁に係る監視測定体制の整備を図ります。
- 工場・事業場に対しては、水質汚濁防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係機関と協力して規制・指導を図ります。
- 関連団体との協力による市民に対する石けん使用促進など普及・啓発事業を進めます。
- 家庭からの排水による汚濁負荷の低減を図るため、市民への啓発を推進します。
- 多自然型川づくり※（自浄作用の向上など）の実施などによる水浄化能力を維持・回復します。
- 関係機関や市民に協力を求めながら、河川の清掃、美化対策、廃食用油対策などを進めます。

④地下水や土を大切にす

1) 土壌環境・地盤環境の保全

- 水質汚濁防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の規制・指導の強化による土壌汚染、地下水汚染対策を推進します。
- 河内長野市土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例に基づく土壌汚染対策を推進します。

⑤有害な化学物質による汚染を防止する

1) 化学物質の適正な管理

- 関係機関と協力して法令に基づく化学物質に対する環境基準の達成を目指します。
- 有害性の高い化学物質について工場・事業場の規制・指導を進めます。
- 化学物質の安全管理を促進します。
- 化学物質の生産・使用・廃棄等の各段階での環境への排出を包括的に抑制する手法について国・府の動向や事業者の自主的な取組状況などを踏まえ検討を進めます。
- 事業者による化学物質の全サイクルにわたる自主管理活動に関して情報の収集を行うとともに、環境マネジメントシステム※などの啓発を通じて事業者の取組を促進します。
- 環境汚染物質排出・移動登録制度（PRTR）※の運用による化学物質の適正な管理の指導を図ります。
- 農薬による食品汚染、食品添加物、遺伝子組み換え食品※など食品の安全対策及びバイオテクノロジーなど先端技術産業の環境管理対策を国の動向を踏まえ推進します。
- 市民への情報の提供、リスクコミュニケーション※を推進します。

⑥ごみを減らし資源として生かす

1) 一般廃棄物※対策の推進

- 各家庭において、水切りの徹底や生ごみを減らす食生活への転換、家庭菜園での堆肥利用など、生ごみの発生抑制における情報提供・環境啓発に努めます。
- 分別・収集・運搬・資源化システムの整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。
- 市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制・再使用・資源化に向けた施策を推進します。
- 地域リサイクル活動に対する拠点づくりの支援や市民リサイクルネットワーク構築を支援します。
- 3R※（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：資源化）を推進し、ライフスタイルの見直しなどを通じ、「循環型社会」の形成を図ります。
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に係る廃家電リサイクル事業を推進します。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行に伴う、分別収集の推進及び過剰包装の抑制の促進を図ります。
- 再生資源から作られたリサイクル製品を購入するよう、消費者である市民に対してリサイクルマークやグリーン購入などの情報の普及啓発を図り、リサイクル需要の拡大に努めます。
- 最終処分地の処分容量を考えた処分場の適正利用を図ります。

- アドプトプログラム※などを活用し、市民、市民団体、事業者、市が一体となり地域や水辺の清掃・美化活動の取組みを推進するとともに、環境美化運動を推進します。
- 現在のごみシール制を見直す場合は、環境省の示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づく完全有料型も視野に入れながら、ごみ排出量の状況やアンケート調査のさらなる分析、南河内環境事業組合構成市町村の動向などを踏まえるとともに、不法投棄対策や低所得世帯への対応などを含めた総合的見地から検討を行っていきます。
- 出前講座や南河内環境事業組合の施設見学の継続実施、関係部署との連携を図りながら、幼児期から参加できる学習型・体験型の事業の検討など、環境啓発を推進します。
- 特別管理一般廃棄物や適正処理困難物については、生産者・販売者の責任を明確にし、回収などの措置を求めるとともに利用者に対しても適切な措置について啓発を行います。
- 耐久消費財である家具・家電などの粗大ごみは、極力ごみとして排出しないようにリユースのための普及・促進に努めます。
- 不法投棄対策については、大阪府との連携を図りながら、市民、事業者に対して適正な処理についての協力の呼びかけや意識向上を図るとともに看板の設置や巡回パトロールなどの監視体制を維持します。

2) し尿処理対策の充実

- 衛生処理場の改善・整備など効率的・衛生的な処理体制の充実を図ります。
- し尿処理・運搬体制の整備を図ります。

4 歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり

美しいまちの景観は市民文化の一つの現れであり、まちのイメージを高め、市民の心に潤いを与え、誇りと愛着を生みだし、訪れる人々にも魅力的といえます。

本市は、かつては宿場町として発展し、また、南北朝時代の舞台となる寺社が存在するなど歴史文化遺産が豊かなまちです。現在も、美しいやまなみや目の前に広がる里山、緑豊かな住宅都市空間といった快適なまちを形成しています。

私たちは、豊かな自然と先人がつくった歴史と伝統を生かし、都市の景観を重視したまちづくりを進めるとともに、多くの人が集い、にぎわい、都市に個性ある魅力を創り出し、生きる喜びが感じられる快適なまちづくりを目指します。

【施策の方向及び施策】

①潤いと安らぎのある快適空間をつくる

1) 公園・緑地の整備と充実

- 公園・緑地の整備や緑化の推進及び街区公園などを核として道路を軸に、山地丘陵と一体となった緑のネットワーク※づくりを推進します。
- 生態系を重視し、水辺の活用など多様で環境と共生する公園整備を推進します。

2) 道路・街路などの緑化

- 街路樹や沿道の生け垣化などの整備により、緑の道づくりを推進します。
- 植樹柵の改良など人にやさしい道路・街路緑化を推進します。
- 身近な市民の広場、憩いの場として緑道やポケットパーク※などの整備を進めます。

3) 公共施設や学校の緑化と市民への開放

- 下水処理場、学校などの公共施設では質の高い緑化の推進を進め、市民への開放を図ります。

4) 市街地の幅広い緑化の推進

- 民間施設の公開空地※や屋上の緑化や生け垣化、壁面緑化※、公開庭園の緑の育成を推進します。
- 商業施設や工場などはまちなみと調和のとれた緑化を促進します。
- 緑化協定などの活用を図ります。
- 自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策を推進します。
- 市街地及び市街地周辺の貴重な緑地であるグリーンベルト※などの保全事業を推進します。
- 都市における貴重な緑空間としての生産緑地※の保全と活用を図ります。
- 宅地化する農地や空闲地※では、既存の樹林地・樹木を活用した開発の誘導を図ります。

5) 緑の育成・管理の充実と促進

- 緑化に関する総合的な指導・相談・情報提供を行う公園緑化協会の充実を図ります。
- ふれあい花壇整備事業など緑化意識の啓発及び市民の自発的な緑化活動を誘導・支援する仕組みの充実を図ります。
- 公園や街路などの身近な緑の管理への市民参加を推進します。
- 森林体験や里山体験や市民農園など市民が緑に親しみ維持管理に参加する機会の充実を図ります。
- 緑化ボランティアの育成など緑の担い手事業の実施を図ります。
- ボランティア活動による里山の維持管理など、市民参加と所有者の理解を促進します。
- 市民による緑のカーテンモニターなど環境モニター制度の実施を図ります。

6) 良好な水辺景観の保全と創出

- 良好な水質保全を図ります。
- 水辺の緑の保全・育成と水辺とふれあえる親水空間※の整備を図ります。
- 多自然型川づくり・ため池などの整備による自然度の高い水辺空間づくりを推進します。

7) 水辺との親しみの育成

- 自然観察など河川特性に応じて多様な関わりが楽しめる水辺空間の整備を利用し、自然観察会などの市民が水辺と親しむ機会の充実を図ります。

8) やまなみ景観の保全

- 和泉山脈、金剛山地から続く森林を市域の背景緑地として保全・活用を図ります。

②美しいゆとりある空間をつくる

1) 快適で安全な歩行者空間の整備

- 高齢者や障がい者に配慮した歩道や歩行者優先道路など安全な道づくりの推進及び福祉のまちづくりに基づく都市施設のバリアフリー化※、ユニバーサルデザインを推進します。
- 自転車道（サイクリング・ロード）の整備やネットワーク化を進めます。
- 防火機能の高い街路樹の導入など災害時の延焼防止や避難路の確保を図ります。
- 景観や透水性、歩行性などに配慮した歩道の整備を図ります。

2) 広場など公共空間の整備

- 公開空地や広場の整備では土などの自然を取り入れた広場の整備を図ります。
- 駅前広場は河内長野らしさをテーマとした空間整備とともに市民が交流できる空間として整備を図ります。

3) 街なか・街かどの景観形成

- 鉄道駅や公共施設の集中する地区での魅力的なシンボル景観の形成を図ります。
- 大規模建造物や新規開発の適切な景観誘導を図ります。
- 段丘崖に残る緑地や新住宅市街地の斜面緑地などグリーンベルトの維持・保全を図ります。
- 沿道建築物のデザイン配慮など活気あるまちなみへの景観誘導を図ります。
- 屋外広告物や電柱電線類の整理・統合など景観阻害要因の除去を進めます。
- 都市計画法や土地利用規制など既存法令、建築協定制度等による規制、誘導を図ります。
- 地区の自主的なまちづくりの取決めなどによるまちなみ景観の形成を図ります。

4) 道路景観の創出

- 沿道に施設を立地する場合の道路空間とのデザインの整合を図ります。
- 屋外広告物、電柱、電線類の整理統合による沿道景観の質的向上を図ります。
- やまなみや集落風景などの周辺環境に調和した道路景観の形成を図ります。

5) 景観づくり活動の促進と支援

- 美しい景観形成の関心を高めるよう啓発を進めます。
- 市民、事業者、行政の協働による景観づくりのための調査・審議組織の設置を検討します。

③歴史と文化が感じられるまちをつくる

1) 伝統的なまちなみ景観の保存

- 旧街道や歴史的まちなみ、建造物などの保存と活用を図ります。
- 歴史的な外観をみせるまちなみにあった素材や外観についてのガイドラインの制定など、伝統性・調和性に配慮した建築物の保全を図ります。

2) 歴史文化遺産の保存と活用

- 史跡・記念物など指定文化財の保存及び周辺の環境保全に努め、エコミュージアムの一つのモデル例として市教育委員会、市民団体、市が連携し、烏帽子形公園内の遺跡を歴史文化遺産として保存するとともに、地域の歴史文化を学び、楽しむことのできる場を市民に提供します。
- 歴史的まちなみ、歴史のみちの整備を図り、良好な自然を結ぶ遊歩道など歩きを楽しめるウォーキングトレイル※の活用を図り、ネットワーク化します。

- 歴史文化遺産の活用・保存のため、歴史文化遺産の情報を整理し、市内外に情報の提供を行います。
- セミナーや体験学習、講座、イベントなどの開催による文化財保護思想の普及・啓発を進めます。
- 民俗・無形文化財、伝統芸能、祭りや年中行事、伝承などの保存・継承を図ります。

- 地場産業の振興、季節感あふれる暮らしとエコクッキング※の実践、自然と調和した住宅、伝統行事など自然の恵みを生かした先人の知恵、伝統的な暮らしの継承などを推進します。

- 文化財保存修理の植物材料である萱や檜皮の採取地である岩湧山カヤ場や千石谷市有林文化財の森ゾーンなどの保全と育成を図ります。

3) エコミュージアム（地域まるごと博物館）のまちづくり

- 地域の有形無形の歴史的な環境資源※を発掘・保全し、遊歩道などで結び、地域の歴史文化を現地で学び、楽しむことのできるエコミュージアムのまちづくりを推進します。
- 事業者などと連携し、豊かな自然や歴史文化遺産・施設及び地場産業、農林業の体験学習などを活用したグリーンツーリズムや（仮称）バイオマス・パーク河内長野の各施設、事業所などを活用したエコミュージアムのまちづくりを進めます。
- 市民が文化・芸術とふれあうことのできる場及び自主的に行う文化・芸術活動の場や機会を充実させ、新たな市民文化の醸成を図ります。



5 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり

地球温暖化など地球規模の問題が深刻な影響を与えつつあります。なかでも、地球温暖化問題については、温室効果ガスの削減目標に関する国際的な枠組みが決まりましたが、目標到達は困難な現状です。人類の生存基盤である地球環境の保全に向けて、環境に配慮した都市活動や市民生活が求められています。

私たちは、「地球規模で考え、地域で行動する」を基本に、一人ひとりが足元からできることに取り組み、市、市民、市民団体、事業者が各々の立場で地球環境問題に配慮した取組みを進めていきます。また、これらの行動を促進し、地域の自立性を高めていくため、資源やエネルギーの浪費を抑制し、できるだけ地域内で生産・消費する循環型の社会・経済システムを形成していくことを目指します。

【施策の方向及び施策】

①低炭素社会をつくる

1) 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく本市の事務・事業に関する地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を策定し、その実施状況を公表します。
- 市内の温室効果ガス排出量を継続的に把握し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。
- 市民、市民団体、事業者、市のパートナーシップによる市民参加型まちづくりの推進など連携体制の構築のため、（仮称）河内長野市地球温暖化対策実行計画等協議会を組織し、協議会の自主的な活動により、市域での温暖化防止施策を進めます。
- バイオマスエネルギー※など再生可能エネルギーを利用することにより、市域での温室効果ガス排出量の削減を行います。
- 省資源、省エネルギーの促進を図ります。
- 再生可能エネルギーに関する技術的検討などの調査をもとに、導入を推進します。
- 低公害車の導入、自転車や公共交通機関利用の促進と基盤整備を図ります。
- マナー向上を図りながら、電動自転車シェアリング※やエコカーシェアリング※の導入を調査・検討します。
- 低炭素社会づくりに向けて、環境ビジネス、ソーシャルビジネス※の振興・支援・雇用創出を図ります。
- カーボンオフセット※の仕組みを活用した事例の収集やグリーン購入など、低炭素社会づくりの普及啓発を行います。
- 府、近隣自治体との連携による広域的な地球温暖化防止対策を推進します。
- 環境負荷に対するコスト意識の認識につながるような取組みや啓発を推進します。
- ヒートアイランド現象※の未然防止に向け、緑のカーテンや打ち水活動により市民参加による地域気温の連続的な観察などの調査の実施を図ります。

②循環型社会をつくる

1) 省資源・省エネルギーの生活様式、事業活動の促進

- 省電力・省ガス利用やスマートグリッド※など家庭での生活行動の定着化を推進します。
- 公共交通機関を中心とした総合交通システムの確立と施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- 省エネルギー型製品やサービスへの“CO₂見える化※”、カーボンフットプリント※の普及を促進します。
- 環境共生型住宅※や省エネルギー型建築様式、大阪府建築物環境配慮制度（CASBE E Eおおさか）※の普及を促進します。
- 事業者の環境経営推進の支援のため、市自らが環境マネジメントシステムに率先して取り組み、ISO14001※やエコアクション21※など事業者の環境マネジメントシステムへの取組みの普及・啓発を図ります。
- 冷暖房、照明やOA機器の省エネ利用などエコオフィス化の推進及び普及・啓発を進めます。

- 本市の豊かな自然の恵みである間伐材や廃棄物として分類される廃食用油を活用し、市民の循環型社会形成の意識を向上させるとともに、一般廃棄物の減量を図ります。
- 市、市民、市民団体、事業者が連携し、かつて利活用されていた竹をバイオマスとして活用を推進します。
- バイオマスタウン構想に基づくせん定枝の利活用について検討し、リサイクルを推進します。

2) エネルギーの複合利用、未利用エネルギー※の活用

- コージェネレーション※、地域冷暖房システム※などエネルギーの複合利用システムの普及を推進します。
- 太陽光発電、太陽熱、風力発電、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの技術的検討などの調査をもとに、導入を推進します。

3) エネルギー効率の観点からの都市づくり

- 都市機能配置、土地利用などの計画策定にあたっては、エネルギー効率への配慮や国が進めるコンパクトシティ※の都市づくりを検討します。

4) 水循環システムの整備

- 水路の地下浸透機能の確保を配慮します。
- 市街地では歩道部分については、透水性舗装※や雨水貯留浸透施設（枿）※の設置、緑地の保全による雨水地下浸透の促進など地下水かん養機能※の保全・再生を図ります。
- 大規模開発における雨水の浸透機能を有する調整池の設置などを促進します。
- 河川の水源地域と連携し、市民参加による山地や丘陵地の森林、水田などの保全と地域の環境特性に応じた適正な管理を推進します。
- 節水コマや節水型水洗トイレなど節水型機器と節水に配慮した家庭での水の使い方の普及・啓発を進めます。
- 家庭や地域などでの雨水利用を促進します。
- 小河川など良好な水環境の保全とふれあいによる水環境への意識の醸成を図ります。



■太陽光発電シースルー
パネル(くすのかホール)

第3章 重点プラン（施策の展開）

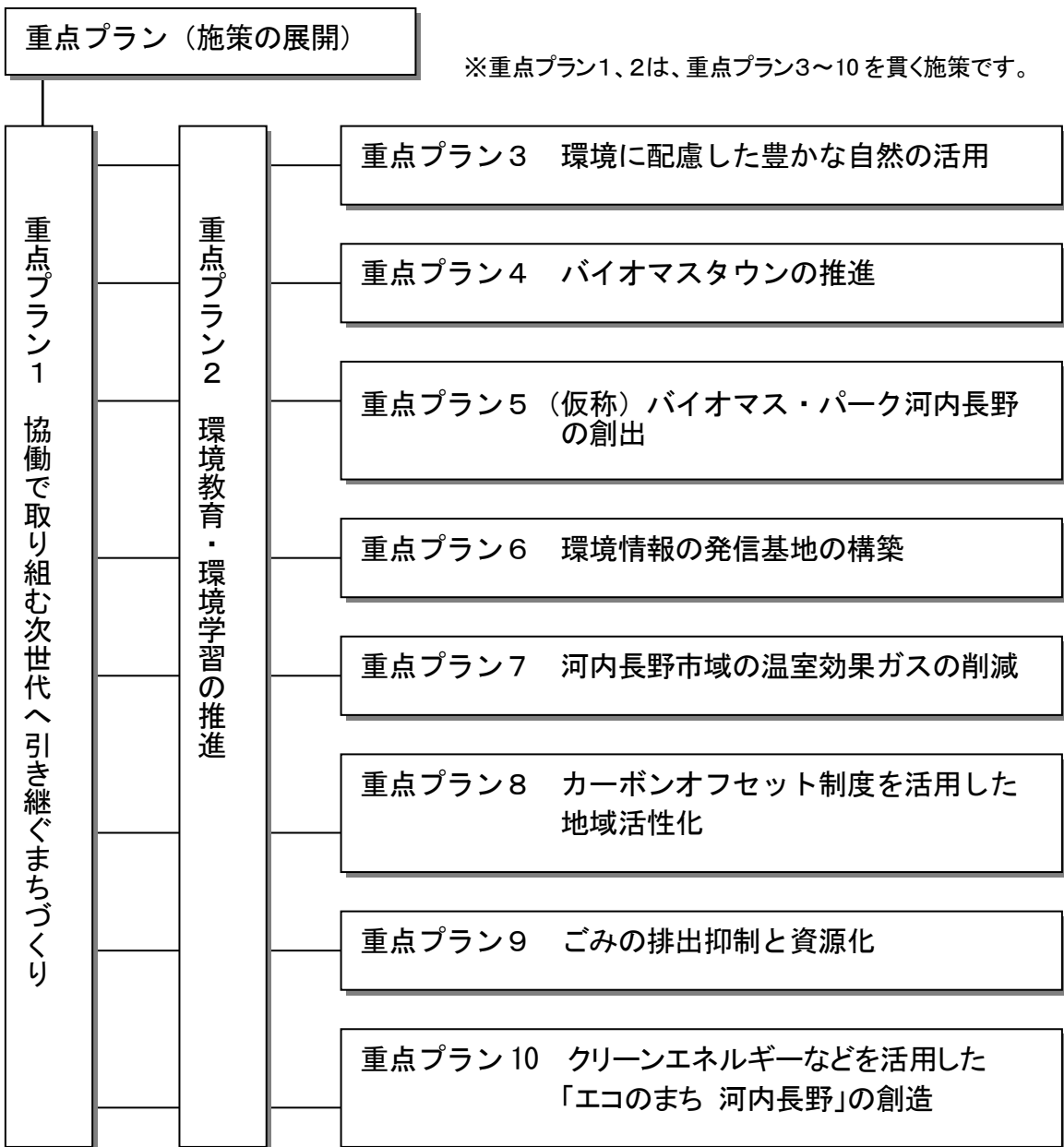
平成23年3月改訂時より継続

■重点プランの推進

次に提示する10の重点プランは、特に課題の緊急性や重要性が高く、優先的に取り上げるべき施策で、それぞれの要素が相互に関連し重なり合っており、本市の特性を十分に生かしながら、他の施策への波及効果も期待されます。

また、バイオマスタウンの推進などの経済的な施策を進めることで里山里地資源を活用したまちづくり事業に包括・集積され、地域活性化につながり“環境調和都市・河内長野”を実現していくための中核となる重点施策です。

なお、重点プランについては5年目の平成27年度で見直しを検討します。



重点プラン１ 協働で取り組む次世代へ引き継ぐまちづくり

本市の豊かな自然を守り、持続可能な社会発展した地域や地球を次世代へ引き継ぐために、本市では先駆的に協働の仕組みづくりや事業を進めてきました。

市、市民、市民団体、事業者相互の情報を共有化し、本市が全国に先駆けて協働を進めてきたという実績を踏まえ、各々の立場で、新規・既存事業を問わず協働で取り組む事業の創造の検討を行います。また、協働事業提案制度を活用するなど協働事業を推進するとともに、4者がネットワークを築き協働のまちづくりを進めます。

（１）環境に関する情報の提供と共有化

本市の豊かな自然を守り、豊かな地球を将来の世代へ引き継ぐために、市、市民、市民団体、事業者が環境情報を提供・共有し、相互理解を促進します。

- 各主体がホームページや情報誌など様々な媒体による環境情報の提供に努めます。
- 各主体が双方向の情報交換を行うなど、環境情報の共有化に努めます。

（２）協働事業の推進

本市の豊かな自然を守り、豊かな地球を将来の世代へ引き継ぐため、市、市民、市民団体、事業者が行う環境をテーマとする協働事業を推進します。

- 各主体が、新規・既存事業を問わず、環境をテーマに協働で取り組む事業の創造を検討します。
- 各主体が、協働事業提案制度の活用など、環境をテーマとする協働を進めるための取り組みを行います。
- 各主体が、市民公益活動がスムーズに行えるよう、社会的な基盤づくりに努めます。

（３）協働促進のネットワークづくり

市、市民、市民団体、事業者がそれぞれの立場で「環境調和都市・河内長野」をテーマに相互に連携、協働するネットワークを構築し、豊かな地球や地域環境を将来の世代に引き継ぐ施策・事業を検討します。

- 市、市民、市民団体、事業者で構成する市バイオマスタウン推進協議会を基点に「バイオマス」をテーマに、相互に連携するネットワークを構築し、豊かな地球や地域環境を将来の世代へ引き継ぐ施策・事業を検討します。
- 「地球温暖化防止対策」を市域全体で検討し、市、市民、市民団体、事業者が連携し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定、実施を図るため、（仮称）河内長野市地球温暖化対策実行計画等協議会を組織し、協議会の自主的な活動により、市域での地球温暖化防止施策を進めます。
- 地球環境や森林、里山里地、河川などの自然環境及び生活環境の各分野で、各主体が協働・連携したまちづくりを検討していくとともに、「環境調和都市・河内長野」を目指し、相互に連携、協働するネットワークを構築します。
- 環境リーダー養成講座などの修了者や主催市民団体及び市を軸に、「エコのまち

河内長野」をキャッチフレーズに「環境調和都市・河内長野」をテーマに掲げ、各主体が連携、協働したまちづくりを検討します。

■市民団体などと協働による環境保全活動の取組み



■ライトダウンキャンペーン ろうそくイルミネーション



■ふれあい楽市きらく市 環境啓発ダンス



■石けんとろうそくをつくろう！体験教室



■市民まつりでのマイ箸教室



■エコクッキング講座

重点プラン2 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題への正しい理解を深めて、行動していくことができるよう環境教育・環境学習を推進するとともに地域環境力の向上を目指します。

(1) 環境教育・環境学習の推進のための人材育成、市民参加・協働の促進

環境学習リーダーや環境保全活動ボランティアの育成・支援に努めます。

- 本市の森林や里山を保全し、活用するため、市民団体主催による森林や里山をテーマにしたボランティア養成講座を開催し、森林や里山保全活動を行うボランティア育成に努めます。
- 本市の豊かな自然を守り、豊かな地球を将来の世代へ引き継ぐため、市民団体主催による環境リーダー養成講座などを開催し、環境保全活動を行うボランティア育成に努めます。

(2) 環境教育・環境学習の推進に関する取組み

学校教育及び社会教育や家庭、学校、職場、地域の間など生涯学習における総合的・体系的な環境教育・環境学習を進めます。

- 市職員による出前講座の実施や関係部署との連携を図りながら、幼児期から参加できる学習型・体験型学習事業の検討など、環境啓発を推進します。
- 電気自動車や廃食用油を燃料として走る廃食用油収集車などを活用し、環境教育・環境学習の推進に努めます。
- 事業者と連携、協働し、エネルギーに関する出前授業、電気自動車の試乗会やエコドライブ研修会の実施を図ります。
- ISO26000／SR※による持続可能な社会づくりに向けた啓発を進めるとともに、市、市民、市民団体、事業者、学校による地域全体で環境保全・環境学習を推進し、地域環境力の向上を図ります。
- 市民団体が企画する自然環境保全、里山保全、森林体験、地球温暖化防止活動などさまざまな環境教育・環境学習の推進に関する取組みが本計画の目標と整合するときは、共催や後援などの支援を図ります。

(3) (仮称) バイオマス・パーク河内長野を活用した学習事業の展開

市内におけるバイオマス関連の各施設・事業所をつなぎバイオマス・パークと位置づけ、環境学習事業を展開する場の一つとして、学校教育や社会教育及び家庭、学校、職場、地域の間など生涯学習における系統的・体系的な環境教育・環境学習を進めます。

- 市、市民、市民団体、事業者と連携、協働し、バイオマス・パークの各施設見学や事業所見学を行います。
- バイオマス・パークの各施設や事業所をいくつかの見学コースとして設定し、ガイドマップやガイドブック、学習プログラムを作成します。
- バイオマスなどの利活用の手法や取組事例を広く公表・紹介し、支援することで市全域に波及することを目指します。

重点プラン3 環境に配慮した豊かな自然の活用

本市の自然豊かな魅力を新しい観光資源として生かすため、市と事業者などが一体となり自然とのふれあいの場・機会を提供し、市の産業振興及び地域活性化を図ります。

(1) 自然とのふれあいをつくる取組み

自然とのふれあいの場・機会を提供します。

- 事業者などと連携し、シャワークライミング、トレッキング※などのアウトドアイベントを通じ参加者に自然とのふれあいの場・機会を提供します。



■シャワークライミング

(2) 貴重な自然の保全の取組み

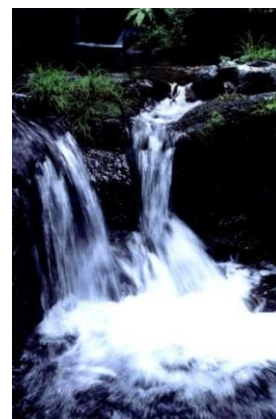
「市イベントマニュアル～エコアクション編」記述のとおり、アウトドアイベント開催時の自然環境及び生活環境保全に関する配慮を実施し、貴重な自然の保全を図ります。

- シャワークライミング、トレッキングなどのアウトドアイベントを開催する際は、自然とふれあう中で、貴重な自然の大切さを人々に啓発します。
- シャワークライミング、トレッキングなどのアウトドアイベントを開催する際は、自然環境の保全や生態系の維持を第一に考慮します。

(3) エコミュージアムの取組み

事業者などと連携し、豊かな自然を生かした新しい観光・レクリエーション資源の開発と市の産業振興を図ります。

- 事業者などのホームページや会報誌などを利用し、市の自然豊かなイメージを紹介します。
- 市に点在する各種施設を豊かな自然を活かして有機的に結びつけ、市の産業振興を図ります。



■滝畑

(4) 歴史的文化遺産の活用と保全

歴史的まちなみや歴史の道の整備を図り、歴史的文化遺産情報などを市内外に発信し、市の産業振興を図ります。

- 三日市から河内長野を結ぶ高野街道まちなみ整備事業の中で、歴史的まちなみを保全し、景観の保全に努めます。
- 高野街道のまちなみを整備した後、その歴史的、文化的な資源を活用し、まち歩きイベントなどを開催し、歴史的文化遺産の大切さを訪れた人々に啓発します。
- 事業者などのホームページや会報誌を利用し、市の歴史的文化遺産情報を掲載し、歴史と文化が感じられるまちを紹介します。

重点プラン４ バイオマスタウンの推進

平成22年１月に公表したバイオマスタウン構想に基づき、廃棄物系バイオマス（廃食用油）利活用計画などの実施計画を策定し、豊かな自然などを活用したさまざまな施策を実施することで、豊かなバイオマスタウンの実現を目指します。

（１）循環型社会形成への取組み

本市の豊かな自然の恵みである間伐材や廃棄物として分類される廃食用油を活用し、市民の循環型社会形成の意識を向上させるとともに、一般廃棄物の減量を図ります。

- 市、市民、市民団体、事業者で構成する市バイオマスタウン推進協議会において、国産材の需要に対する国の施策の動向を踏まえ間伐材の利用を検討し、（仮称）河内長野市木質バイオマス利活用計画を策定します。
- 間伐材を燃料としたペレット※などの「燃焼機器」の開発や販売促進及び啓発活動への市民・民間知識アイデアの導入と検討ができる機関の設立を目指します。
- まきストーブを公共施設に導入し、まき（未利用バイオマス※）の利用を促進します。
- 廃食用油を公用車などの燃料として利用し、「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに市内を走行します。
- 竹土壌改良材（竹パウダー）、せん定枝土壌改良材、汚泥※発酵肥料、そだちのもと（公園などのせん定枝と牛糞の肥料）を使用した環境保全型農業の推進を図り、地元農産物の地域内消費を促進します。

（２）地場産木材活用の普及啓発と利用促進

国主導で木材利用を進める公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行をうけ、公共建築物における木材の利用の促進に関する市町村方針を策定し、公共施設に木材を使用する量を増やし林業振興を図るとともに、森林を育てることでCO₂吸収による地球温暖化防止を目指します。

- 地場産材の学校や公民館など公共施設への利用を検討します。
- 間伐材のエネルギー源としての有効利用の検討を行います。
- 地場産木材を使った住宅建築を奨励します。
- 木質系バイオマスの利活用を検討します。

（３）バイオマスエネルギーの普及啓発の取組み

本市の特性である恵まれた自然環境を利用し、自然の大切さや持続可能な未来を次世代の子どもたちなどに提供します。

- まきストーブを公共施設に導入し、まき（未利用バイオマス）の利用を促進します。（再掲）
- 廃食用油（廃棄物系バイオマス）を公用車などの燃料として利用し、「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに市内を走行します。（再掲）
- バイオマスなどの利活用の手法や取組事例を広く公表・紹介し、社会的基盤づくりをすることで市全域に波及することを目指します。

(4) 自然との共生のため、自然とのふれあいをつくる取組み

竹・木質バイオマスなどの利活用を自然と人間の係わりを考えるきっかけとし、本市が第4次総合計画の一つの目標として掲げる「環境調和都市」の実現を図ります。

- 市、市民、市民団体、事業者で構成する市バイオマスタウン推進協議会において、国産材の需要に対する国の施策の動向を踏まえ間伐材の利用を検討し、(仮称)河内長野市木質バイオマス利活用計画を策定します。(再掲)
- まきステーションを設置し、まきの普及を図ります。

(5) 森林環境の保全・整備の取組み

木質バイオマスを活用することにより、山地の荒廃や崩壊防止など森林の保全を図るとともに、国産材の需要に対する国の施策の動向を踏まえ、収益性の悪化や林業労働者の減少・高齢化など厳しい状況におかれている林業の活性化を行います。

- 市、市民、市民団体、事業者などと連携、協働し、林業生産の振興及び木質バイオマスを利活用する新たな産業おこしを市バイオマスタウン推進協議会で検討します。

(6) 地球温暖化防止対策の推進の取組み

廃棄物系バイオマス及び未利用バイオマスのエネルギーを活用することにより、市域での温室効果ガス排出量の削減を行います。

- 廃食用油（廃棄物系バイオマス）を公用車などの燃料として利用し、「エコのまち河内長野」をキャッチフレーズに市内を走行します。(再掲)
- 市、市民、市民団体、事業者が連携、協働し、廃食用油（廃棄物系バイオマス）を車の燃料や発電などのエネルギーとして利用し、ゴム製品などへのリサイクルを行うなど見える形での利活用を行います。
- まきストーブを公共施設に導入し、まき（未利用バイオマス）の利用を促進します。(再掲)
- 事業者設置の木質チップボイラー（たい肥乾燥機）などで庭木せん定枝の利活用を検討します。



■ バイオ燃料の製造



■ 竹パウダーと竹発酵土壌改良材

重点プラン5 （仮称）バイオマス・パーク河内長野の創出

バイオマスタウン構想に基づき、市内におけるバイオマスを活用している公共施設や事業所などを調査し、当該施設や事業所をつなぎバイオマス・パークと名付け、連携、協働し、市内一円をエリアとしたさまざまな事業を展開する（仮称）バイオマス・パーク河内長野を創出します。

（１）環境に関する情報の提供の取組み

（仮称）バイオマス・パーク河内長野の情報を整理し、ホームページなどで環境情報としての提供を行います。

- バイオマス・パークとなる各施設や事業所（サテライト支援施設）の環境情報や事業内容をホームページなどで公開します。

（２）エコミュージアムのまちづくりの取組み

豊かな自然や地場産業、農林業の体験学習などを活用したグリーンツーリズムや（仮称）バイオマス・パーク河内長野の各施設・事業所などを活用し、観光・レクリエーション資源の開発と産業振興を図ります。

- 各サテライト支援施設を基点にし、市、市民、市民団体、事業者と連携、協働し、歴史的文化遺産など、地場産業者、農林業者などさまざまなプログラムを盛り込んだエコミュージアムのまちづくりの構築を進めていきます。
- バイオマス・パークとなる各サテライト支援施設の展開を検討し（事業者や地域の協働的な展開）、情報発信と「支援する事業者や民間団体、行政の活動」として、自己所有地などでの「小さなバイオマス・パーク啓発の場づくり」や地域活動の展開を図ります。（木のおもちゃ販売所、まきストーブ、間伐材商品販売所、地元商品PR販売など）



■滝畑ふるさと文化財の森センターの薪ストーブ



■滝畑レイクパークの薪ストーブ

重点プラン6 環境情報の発信基地の構築

市、市民、市民団体、事業者が連携、協働し、里山保全の取り組みや循環型社会への取り組み、環境教育・環境学習への取り組みを総合的に行う環境情報を発信する拠点として、烏帽子形公園などを位置づけます。

(1) 環境情報・歴史的文化遺産情報の発信基地としての取り組み

里山保全・循環型社会づくりなどの環境教育・環境学習の情報発信基地として、烏帽子形公園などを位置づけます。

- 環境情報の発信基地・歴史的文化遺産情報の発信基地として位置づけます。

(2) 里山保全の取り組み

市民団体と市が協働し、市街地に残された原風景ともいえる烏帽子形公園の里山の保全・回復・活用を図ります。

- 竹などが手入れされなくなったため繁茂した植生を元の植生に戻し、生物多様性豊かな里山の回復に努めます。
- 里山と人間の生活の関わり、都市と里山の関係を体験できる公園を目指します。

(3) 循環型社会への取り組み

市民団体と市が連携し、かつて利活用されていた竹をバイオマスとしての活用を推進します。

- 市民団体、事業者、市が連携し、烏帽子形公園を拠点として竹土壌改良材（竹パウダー）を製造し、市民への普及促進を図ります。

(4) 里山に親しむ場・機会づくりの取り組み

市民団体主体のもと、市公園緑化協会、市が協働、連携し、市民が身近な里山とふれあう場として、烏帽子形公園を活用した里山体験を推進します。

- 親子竹の子掘り体験など自然との共生による生活を次世代の子どもたちに伝えます。
- セミの抜けがら観察など自然観察会などの開催を支援し、次世代の子どもたちが自然とふれあう場を創出します。
- 竹土壌改良材（竹パウダー）を活用し、カブトムシなどが生息できる環境をつくり、次世代の子どもたちに自然とふれあう場を創出します。
- 里山まつりを実施し、市民に身近な里山とふれあう機会を設けます。

(5) 歴史的文化遺産の保全と活用及び景観の保全の取り組み

市教育委員会、市民団体、市が連携し、烏帽子形公園内の遺跡を歴史的文化遺産として保全するとともに、地域の歴史文化を学び、楽しむことのできるエコミュージアムの一つの場所として活用します。

- 烏帽子形城跡を中世の史跡として整備を行い、保存するとともに、周辺的环境保全に努めます。

- 豊かな自然や歴史的文化遺産・施設など観光・レクリエーション資源として活用します。
- 宿場町として栄えた三日市と長野を結ぶ中間点として、高野街道まちなみ整備事業の中で、歴史的まちなみ里山風景を保全した景観の保全に努めます。



■烏帽子形公園



■石畳舗装などによる街道の修景整備イメージ

重点プラン7 河内長野市域の温室効果ガスの削減

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の事務事業編（環境率先行動実行計画～河内長野市役所エコアクションプラン～）を策定しています。

平成20年6月の同法の改正により、特例市※以上の市町村は、実行計画の区域施策編の策定が義務づけられました。本市は、特例市ではありませんが、地球温暖化対策として、市域全体の温室効果ガスの排出量の削減を実行するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく区域施策編の策定を行います。

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律により、指定都市等以外市区町村において、計画策定の努力義務が定められています。地球温暖化対策地方公共団体実行計画は拡充され、地球温暖化対策地域推進計画を含む計画として位置づけられました。

（１）地球温暖化対策の推進に関する取組み

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定する実行計画の事務事業編を実施するとともに、同計画の区域施策編を策定します。

- 本市が事業者として排出する温室効果ガス排出量などを把握し、環境報告書として公表します。
- 市域の温室効果ガス排出量の継続的な把握を図り、実行計画の区域施策編の実施状況を公表します。

（２）市、市民、市民団体、事業者などが参加・協働する取組み

（仮称）河内長野市地球温暖化対策実行計画等協議会を組織し、市、市民、市民団体、事業者などが連携し、実行計画の区域施策編の策定、実施を図るとともに、協議

会の自主的な活動により、市域での温暖化防止施策を進めます。

- 市域での温室効果ガス排出量を市、市民、市民団体、事業者などが連携し、算定します。
- 市域での温室効果ガス排出量の削減を計画します。
- 実行計画の区域施策編の進捗管理を行います。
- 事業所・家庭などへの温室効果ガス削減効果のある省資源・省エネルギー機器の普及を図ります。
- リサイクル運動など地域ぐるみの取組みなど温暖化防止対策、循環型社会への啓発を図ります。
- 市民への普及啓発のためのイベントなどの啓発事業の実施を図ります。

重点プラン8 カーボンオフセット制度を活用した地域活性化

カーボンオフセット制度や仕組みを活用した、会議やイベントなどさまざまな地域活性化の取組みを推進します。

また、豊かな森林が永続して享受できるよう、持続可能な森林保全と森林経営を整備し、森林による二酸化炭素の吸収機能を活用したカーボンオフセット事業を推進します。

(1) 事業化に向けた調査・研究

- 森林のCO₂吸収効果を活用した「カーボンオフセット制度」による森林ビジネスの検討や林業再生プランによる「エネルギー自給率の向上」策を検討します。

(2) カーボンオフセットの活用

カーボンオフセットの取組みについては、民間レベルでのさまざまな取組みとともに、自治体間でも森林整備の費用提供等に対して応分のCO₂削減分を移転するなどの取組みを行います。

- カーボンオフセットを活用して、民間レベルでのさまざまな取組みとともに、本市と他市の自治体間及び本市と民間事業者間でも森林整備の費用提供等に対して応分のCO₂削減分を移転するなど地域経済活性化につながる取組みを推進します。
- 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する際は、カーボンオフセットの活用法を調査・検討します。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画におけるカーボンオフセット

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」では、地球温暖化対策地方公共団体実行計画において、カーボンオフセット等による域外からの排出削減・吸収量の購入、あるいは技術移転などに対して、域内住民・事業者が貢献した分を、目標設定や効果算定に含めることが可能とされています（その場合、実績の把握や妥当な算定が必要とされます。）。

- 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量をカーボンオフセットにより埋め合わせます。
取組例：事務事業に係る（交通機関の利用、会議・イベントの開催、刊行物の作成など）温室効果ガス排出量を、排出削減・吸収量（クレジット）を購入して埋め合わせます。
- カーボンオフセットにより温室効果ガス排出量が埋め合わせられている物品やサービス（カーボンオフセット商品・サービス）を購入・調達を検討します。
- カーボンオフセットの仕組みを活用して、本市の会議やイベントの実施、カーボンオフセット商品やサービスの購入などに取り組みます。
- 本市自ら庁舎の再生可能エネルギーの導入や電気自動車の購入、保有する土地での森林整備や植林などによる排出削減・吸収活動を実施し、得られた排出削減・吸収量を創出・提供します。また、市民や事業者などの排出削減・吸収活動を支援します。
- カーボンオフセットの取組事例（旅行や食品・書籍などの商品、サービスの提供等）を収集し、ホームページで紹介することで普及の拡大を促進します。
- 新たな排出削減手法については、国などでさまざまな制度が検討されています。本市では国や府及び他地域の動向などを注視し、導入による効果が期待できるものについては検討し、積極的な取組を検討します。

カーボンオフセットに取り組む意義と効果

- カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動におけるCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。
- カーボンオフセットは、CO₂の「見える化」を通じて、自主的、かつ、積極的に地球環境保全に貢献しようとする意識と行動を促す取組みです。自治体においては、人々のライフスタイルの変革を促し、低炭素社会の実現に寄与する施策の一つとしてこの仕組みを活用することができます。
- カーボンオフセットは、複数の自治体が地域を越えて取り組み、市民や事業者、自治体などが連携することで、より大きな温室効果ガスの排出削減、CO₂の吸収を実現することも特徴的です。加えて、自治体間での新たな交流が生まれ、相互理解を深める機会になる点でも、自治体が取組む意義があります。
- 自治体の事務事業による温室効果ガス排出に対して、さらなる削減を図り、地球温暖化防止に積極的に貢献することができます。
- 自治体自らが創出した排出削減・吸収量を、他者に提供することができます。
- 吸収活動（森林整備や植林、緑化活動など）の促進と同時に、バイオマス資源の利活用の促進、低炭素型の産業の振興に寄与することが期待されます。
- 家庭や事業者などによる排出削減活動（省エネルギー、再生可能エネルギー導入など）を促進します。

重点プラン9 ごみの排出抑制と資源化

河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 23 年度～32 年度）に基づき、ごみの排出抑制及びリサイクル率向上に向けた施策の展開や 4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるライフスタイルの見直しなどを通じ、循環型社会の形成を図ります。

（１）生ごみの排出抑制

各家庭において、水切りの徹底や生ごみを減らす食生活への転換、家庭菜園での堆肥利用など、生ごみの排出抑制における情報提供・環境啓発等に努めます。

- 家庭でできる生ごみの排出抑制の手法やその効果などを広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて、情報提供や啓発を行います。

（２）市民による分別活動の徹底

市民一人ひとりが積極的に資源ごみの分別が行えるよう意識づけを図ります。

- ごみの分別方法や出し方について、広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて、誰にでも分かりやすい情報提供を行います。
- 容器包装廃棄物について、排出時の洗浄を一層呼びかけ、資源ごみの質の向上を図ります。

（３）せん定枝のバイオマス利活用

バイオマスタウン構想と連携してせん定枝のバイオマス利活用について検討し、リサイクルを推進します。

- 公共施設から発生するせん定枝などに関しては、堆肥化事業の利用拡大に向け、土壌改良材や堆肥としての利用を継続して実施していきます。
- 民間事業者が収集したせん定枝に関しては、燃料や堆肥としての利用を推進するための取組みを支援します。

（４）粗大ごみの排出抑制

耐久消費財である家具・家電などの粗大ごみは、可能な限りごみとして排出しないようにリユースのための普及・促進に努めます。

- 広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて、地域で開催されるフリーマーケットやバザーの活用、物を大事に使い、壊れたら修理して可能な限り長く使うことなど、リユースのための啓発、情報提供を行います。

重点プラン 10 クリーンエネルギーなどを活用した「エコのまち 河内長野」の創造

「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに、クリーンエネルギー※などの活用を市民に啓発していきます。

(1) 地球温暖化防止対策の推進のための取組み

低公害車などの導入を図ります。

- 市、市民、市民団体、事業者が連携し、協働することにより廃食用油収集車の燃料として廃食用油を利活用し、「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに、市内を収集車が走行することにより、市民に対し、地球温暖化防止対策の啓発を実施します。
- 燃料電池自動車※の技術革新などの動向を注視します。
- 低炭素社会の実現に向けて、事業者とも連携し、従来の環境にやさしい天然ガス自動車の普及を促進するとともに、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリット車などのエコカー※の普及を推進します。
- 「エコで、健康的な生活」を推進するため、「電動自転車」なども推進し、多様なクリーンエネルギーの普及活動を展開していきます。



■ 電気自動車「エコのまち 河内長野」をアピール

(2) 循環型社会への取組み

バイオマスをエネルギー利用します。

- 市、市民、市民団体、事業者が連携し、協働することにより廃食用油収集車の燃料として廃食用油を利活用し、「エコのまち 河内長野」をキャッチフレーズに、市内を収集車が走行することにより、市民に対し、ごみ減量の意識啓発と循環型社会の実現を図ります。
- 市、市民、市民団体、事業者が協働し、廃食用油を利用したろうそくイルミネーション※を実施し、市民に対し、「捨てればゴミ 分ければ資源」を標語に意識啓発を行います。
- 市、市民、市民団体、事業者が協働し、廃食用油を利用した発電によるイルミネーションを実施します。
- 間伐材などの「燃料化」や「燃焼器具の開発普及促進」と燃焼後の「灰の肥料」として活用できる循環型社会づくりを検討します。

(3) クリーンエネルギーの活用に関する取組み

クリーンエネルギーに関する技術的検討などの調査をもとに、導入を検討します。

- 総務省「緑の分権改革」推進事業によるクリーンエネルギーに関する技術的検討などの調査をもとに、導入の可能性を検討します。

- 事業所・家庭などへの温室効果ガス削減効果のある省資源・省エネルギー機器の普及を図ります。
- （仮称）河内長野市地球温暖化対策実行計画等協議会を設置し、市、市民、市民団体、事業者などでクリーンエネルギーの活用を検討します。
- せん定枝のエネルギー利用を市バイオマスタウン推進協議会で検討します。
- 次世代の子どもたちに環境について考える機会を提供するため、学校など公共施設での太陽光発電の導入を検討します。

[中間見直し]

重点プランの変更

■計画の見直しについて

計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間ですが、中間年度となる平成 27 年度において、前期の重点プランの進捗状況を点検・評価した上で、計画の見直しを行いました。

見直しの結果、これまでの実績と今後の課題を踏まえ、計画の中核となる重点施策である重点プランを変更することとしました。

これは、計画の後期となる平成 28 年度から平成 32 年度において、課題の緊急性や重要性が高く、優先的に取り上げるべき施策を定めたものです。

■計画後期の重点プランについて

中間見直しによる主な変更内容は、後期に向けた重点施策として、新たに 2 項目の「重点プラン＜共通＞」を設定したほか、5 項目の重点プランを掲げています。

前期の重点プラン 1 と重点プラン 2 は、重点プラン 3 から重点プラン 10 までを貫く施策と定めていたため、後期ではこの 2 つの「重点プラン＜共通＞」として、他のすべての重点プランと密接に関連させ、きめ細かに施策を推進することとします。前期にこの 2 つの重点プランを実行するために定めていた各施策については、後期のすべての重点プランへ組み込んでいます。また、前期の重点プラン 10 に掲げた「エコのまち河内長野」はクリーンエネルギーなどの活用に特化したものではないため、同じく「重点プラン＜共通＞」に組み込むこととします。

このことにより、後期において、本市が先駆的に取り組んできた協働による環境事業や環境教育・環境学習に継続して取り組み、その情報を発信することで、計画の施策の基盤となる「人・しくみづくり」や「まちづくり」をより具体的に進めます。

前期の重点プラン 3 から重点プラン 10 までの内容は、後期の重点プラン 1 から重点プラン 5 までにすべて引き継がれています。これまでの実績や今後の課題を踏まえ、複雑化・多様化する環境問題や時代のニーズに対応し、市の政策の方向性に合わせた整理を図っています。

前期と後期の重点プランの内容及び後期の重点プランを実行するための各施策は次のとおりです。

前期と後期の重点プラン

【前期：H23～H27 年度】

重点プラン1

協働で取り組む
次世代へ引き継ぐまちづくり

重点プラン2

環境教育・環境学習の推進

重点プラン6

環境情報の発信基地の構築

重点プラン3

環境に配慮した豊かな自然の活用

重点プラン6

環境情報の発信基地の構築

重点プラン4

バイオマスタウンの推進

重点プラン5

バイオマス・パーク河内長野の創出

重点プラン7

河内長野市域の温室効果ガスの削減

重点プラン8

カーボンオフセット制度を活用した
地域活性化

重点プラン9

ごみの排出抑制と資源化

重点プラン10

クリーンエネルギーなどを活用した
「エコのまち河内長野」の創造

【後期：H28～H32 年度】

重点プラン＜共通＞

- 協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ
「エコのまち河内長野」の創造
- 環境教育・環境学習の取り組み、
環境情報の発信

重点プラン1

豊かな自然や歴史文化遺産の
保存と活用

重点プラン2

バイオマスタウンの推進

重点プラン3

地球温暖化対策の推進

重点プラン4

ごみの3R推進

重点プラン5

再生可能エネルギー導入の推進

重点プラン ＜共通＞	協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造
	環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

重点プラン１	豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用
--------	--------------------

本市の魅力である豊かな自然や歴史文化遺産を保存・活用し、潤いを感じられる美しい環境づくりを推進します。

（１）協働で取り組む 次世代へ引き継ぐまちづくり

- ①豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民、市民団体、事業者、市が協働して事業を実施します。
- ②豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民、市民団体、事業者、市が協働・連携できるネットワークを構築します。
- ③豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民団体や事業者などが実施する事業が本計画の目標と整合するときは、市は共催や後援などの支援を行います。

（２）環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

- ①豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民、市民団体、事業者、学校、市などが、さまざまな世代が参加できる学習型・体験型事業を実施し、環境教育・環境学習に取り組めます。
- ②豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民団体や市などが、環境教育・環境学習の推進を目的とした人材育成やその支援を行います。
- ③豊かな自然や歴史文化遺産の保存と活用のため、市民、市民団体、事業者、市が連携し、環境情報の発信や、情報の共有化などを行います。

（３）自然や歴史文化遺産の保存と活用

- ①自然環境の維持や自然景観の形成のため、森林や河川、農地、里山などを保存・活用します。
- ②歴史文化遺産や歴史的景観の構成要素を保存することで、歴史的まちなみや里山風景を保存・活用します。

（４）自然や歴史文化遺産とのふれあいをつくる取り組み

- ①豊かな自然を活用したイベントなどを開催し、自然とのふれあいの場を提供します。
- ②豊かな歴史的コンテンツや歴史文化遺産を活用したイベントなどを開催し、歴史や文化とのふれあいの場を提供します。

（５）エコミュージアムの取り組み

- ①市民、市民団体、事業者、市が連携し、豊かな自然や歴史文化遺産を保存・活用し、市域の環境全体を博物館と見立てた「エコミュージアム」の取り組みを進めます。
- ②「エコミュージアム」の取り組みについて、大阪府などと連携し、情報の発信やイベントの開催など、普及啓発を行います。

重点プラン ＜共通＞	協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造
	環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

重点プラン2	バイオマスタウンの推進
--------	-------------

河内長野市バイオマスタウン構想に基づき、市民、市民団体、事業者、市で構成する河内長野市バイオマスタウン推進協議会において、市内のバイオマス資源の利活用について検討を行い、循環型社会の形成に向けたさまざまな施策を実施します。

(1) 協働で取り組む 次世代へ引き継ぐまちづくり

- ① バイオマスタウンの推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働して事業を実施します。
- ② バイオマスタウンの推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働・連携できるネットワークを構築します。
- ③ バイオマスタウンの推進のため、市民団体や事業者などが実施する事業が本計画の目標と整合するときは、市は共催や後援などの支援を行います。

(2) 環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

- ① バイオマスタウンの推進のため、市民、市民団体、事業者、学校、市などが、さまざまな世代が参加できる学習型・体験型事業を実施し、環境教育・環境学習に取り組みます。
- ② バイオマスタウンの推進のため、市民団体や市などが、環境教育・環境学習の推進を目的とした人材育成やその支援を行います。
- ③ バイオマスタウンの推進のため、市民、市民団体、事業者、市が連携し、環境情報の発信や、情報の共有化などを行います。

(3) 循環型社会形成への取り組み

- ① 市民、市民団体、事業者、市で構成する河内長野市バイオマスタウン推進協議会において、木質バイオマスの利活用について検討し、具体的な施策を実施します。
- ② 市民、市民団体、事業者、市で構成する河内長野市バイオマスタウン推進協議会において、竹のバイオマス利活用について検討し、具体的な施策を実施します。
- ③ 市民、市民団体、事業者、市で構成する河内長野市バイオマスタウン推進協議会において、廃食用油のバイオマス利活用について検討し、具体的な施策を実施します。

(4) バイオマスの普及啓発の取り組み

- ① バイオマスの利活用について、取組例を紹介するなど、見えるかたちでの普及啓発を行います。
- ② せん定枝や竹パウダーの土壌改良資材など、バイオマスを活用した環境型農業を推進し、普及啓発を行います。

(5) バイオマスパーク河内長野（仮称）の創出

- ①市民、市民団体、事業者、市が連携し、市内においてバイオマスの利活用を行っている施設や市民団体、事業者などを調査、把握します。
- ②市民、市民団体、事業者、市が連携し、市内においてバイオマスの利活用を行っている施設や市民団体、事業者を結びつけ、「バイオマスパーク河内長野（仮称）」として、市内一円をエリアとした事業の実施を検討します。
- ③市民、市民団体、事業者、市が連携し、「バイオマスパーク河内長野（仮称）」を活用して、エコミュージアムのまちづくりを進めます。

重点プラン ＜共通＞	協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造
	環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

重点プラン3	地球温暖化対策の推進
--------	------------

地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく実行計画を策定し、市が排出する温室効果ガスや、市域で排出される温室効果ガスの削減に向けた取り組みを行います。

（１）協働で取り組む 次世代へ引き継ぐまちづくり

- ①地球温暖化対策の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働して事業を実施します。
- ②地球温暖化対策の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働・連携できるネットワークを構築します。
- ③地球温暖化対策の推進のため、市民団体や事業者などが実施する事業が本計画の目標と整合するときは、市は共催や後援などの支援を行います。

（２）環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

- ①地球温暖化対策の推進のため、市民、市民団体、事業者、学校、市などが、さまざまな世代が参加できる学習型・体験型事業を実施し、環境教育・環境学習に取り組みます。
- ②地球温暖化対策の推進のため、市民団体や市などが、環境教育・環境学習の推進を目的とした人材育成やその支援を行います。
- ③地球温暖化対策の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が連携し、環境情報の発信や、情報の共有化などを行います。

（３）市の温室効果ガス排出量の把握と削減

- ①地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく実行計画（事務事業編）となる、「河内長野市環境率先行動実行計画 河内長野市エコアクションプラン」（以下、「実行計画（事務事業編）」という。）にもとづき、市が事業者として排出する温室効果ガスの量を把握し、削減に努めます。
- ②実行計画（事務事業編）にもとづく取り組みについて、毎年度、進行管理を行い、その内容を公表します。

（４）市域の温室効果ガス排出量の把握と削減

- ①地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく実行計画（区域施策編）（以下、「実行計画（区域施策編）」という。）を策定します。
- ②実行計画（区域施策編）にもとづき、市域の温室効果ガス排出量を把握し、削減に努めます。
- ③実行計画（区域施策編）にもとづく取り組みについて、毎年度、進行管理を行い、その内容を公表します。

(5) カーボンオフセットの活用

- ①市が事業者として排出する温室効果ガスの量を、カーボンオフセットを活用し、削減にとりくみます。
- ②実行計画（区域施策編）を策定する際には、市域の温室効果ガス排出量を、カーボンオフセットを活用し、削減に取り組むことを規定します。
- ③市が省エネルギーを目的とした機器の導入や再生可能エネルギーの導入、植林・森林整備などを行うときは、J-クレジット制度を用いたカーボンオフセットなど、削減する温室効果ガスによる環境価値の活用を検討します。
- ④市域の温室効果ガス排出量を削減するため、市民や事業者などへ、省エネルギーを目的とした機器の導入や再生可能エネルギーの導入など、カーボンオフセットを活用した事業の普及・啓発に努めます。
- ⑤カーボンオフセットについて、取組例を紹介するなど、市民や事業者などへ見えるかたちでの普及啓発を行います。
- ⑥国で様々な制度が検討されている新たな排出削減手法について、今後の、国や府の動向などを注視するとともに、導入による効果が期待できるものは、積極的に取り組みを検討します。

(6) 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

- ①公共施設に省エネルギー機器などを導入します。
- ②公用車に電気自動車やハイブリット自動車などのエコカーを導入します。
- ③水素利用や燃料電池について、技術革新や、国や大阪府など他自治体の動向を注視し、連携しながら、普及の推進を図ります。
- ④技術革新や、国や大阪府など他自治体の動向を注視し、連携しながら、省エネルギーを目的とした機器の導入や制度の活用を行います。
- ⑤市域の温室効果ガス排出量削減のため、市民や事業者などへ、省エネルギーを目的とした機器の導入や制度の活用などの、普及啓発を行います。
- ⑥地球温暖化防止について、取組例を紹介するなど、見えるかたちでの普及啓発を行います。

重点プラン ＜共通＞	協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造
	環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

重点プラン 4	ごみの 3 R 推進
---------	------------

河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と連携し、ごみの 3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：資源化）向上のための施策の展開や、ライフスタイルの見直しなどを通じ、循環型社会の形成を図ります。

（１）協働で取り組む 次世代へ引き継ぐまちづくり

- ①ごみの 3 R 推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働して事業を実施します。
- ②ごみの 3 R 推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働・連携できるネットワークを構築します。
- ③ごみの 3 R 推進のため、市民団体や事業者などが実施する事業が本計画の目標と整合するときは、市は共催や後援などの支援を行います。

（２）環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

- ①ごみの 3 R 推進のため、市民、市民団体、事業者、学校、市などが、さまざまな世代が参加できる学習型・体験型事業を実施し、環境教育・環境学習に取り組みます。
- ②ごみの 3 R 推進のため、市民団体や市などが、環境教育・環境学習の推進を目的とした人材育成やその支援を行います。
- ③ごみの 3 R 推進のため、市民、市民団体、事業者、市が連携し、環境情報の発信や、情報の共有化などを行います。

（３）ごみの発生抑制

- ①循環型社会に向けたライフスタイルの見直しとして、マイバックやマイボトルの使用など、ごみの発生抑制の手法やその効果について、情報提供や普及啓発を行います。
- ②家庭における食品ロスの削減や生ごみの水切りなど、生ごみの発生抑制の手法やその効果について、情報提供や普及啓発を行います。
- ③事業者へごみの削減について呼びかけ、減量化を図ります。

（４）もえないごみ・粗大ごみの排出抑制

- ①再使用の取り組みとして、物を大事に使い、壊れたら修理して可能な限り長く使うことなど、リユース意識向上のための情報提供や普及啓発を行います。

（５）適切な分別の徹底

- ①ごみの分別方法や出し方について、分かりやすく多様な情報提供を行い、資源ごみの適切な分別の徹底を図ります。
- ②容器包装廃棄物について、排出時の洗浄を一層呼びかけるなど、資源ごみの質の向上を図ります。

(6) せん定枝のバイオマス利活用

- ①公共施設から発生するせん定枝などについて、廃棄物系バイオマス利活用事業の拡大に向けた利用等を継続します。
- ②民間事業者が収集したせん定枝に関しては、燃料や堆肥としての利用を推進するための取組みを支援します。

(7) 3Rの率先行動

- ①公共施設などでさまざまな3R行動に率先して取り組み、市としてのごみの発生抑制や資源化を進めます。

重点プラン ＜共通＞	協働で取り組み、次世代へ引き継ぐ「エコのまち河内長野」の創造
	環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

重点プラン5	再生可能エネルギー導入の推進
--------	----------------

安全かつ安定的に供給される新たなエネルギー社会の構築を目指し、市域への再生可能エネルギー導入を推進します。

（１）協働で取り組む 次世代へ引き継ぐまちづくり

- ①再生可能エネルギー導入の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働して事業を実施します。
- ②再生可能エネルギー導入の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が協働・連携できるネットワークを構築します。
- ③再生可能エネルギー導入の推進のため、市民団体や事業者などが実施する事業が本計画の目標と整合するときは、市は共催や後援などの支援を行います。

（２）環境教育・環境学習の取り組み、環境情報の発信

- ①再生可能エネルギー導入の推進のため、市民、市民団体、事業者、学校、市などが、さまざまな世代が参加できる学習型・体験型事業を実施し、環境教育・環境学習に取り組みます。
- ②再生可能エネルギー導入の推進のため、市民団体や市などが、環境教育・環境学習の推進を目的とした人材育成やその支援を行います。
- ③再生可能エネルギー導入の推進のため、市民、市民団体、事業者、市が連携し、環境情報の発信や、情報の共有化などを行います。

（３）太陽光発電の導入の推進

- ①公共施設や防災拠点等への太陽光発電設備の導入を進めます。
- ②太陽光発電設備の導入支援や設置誘導を行います。
- ③市域への太陽光発電の導入を進めるため、普及啓発や情報提供を行います。

（４）その他の再生可能エネルギーの導入の推進

- ①中小水力発電の導入や普及啓発を進めます。
- ②バイオマスや廃棄物を活用した発電設備の導入支援や普及啓発を進めます。
- ③太陽熱やバイオマス熱、地中熱利用の設備の導入支援や普及啓発を進めます。
- ④技術革新や、国や大阪府など他自治体の動向を注視し、連携しながら、さまざまな再生可能エネルギーの導入検討や普及啓発を進めます。

（５）再生可能エネルギーの導入目標

- ①市の電力使用量のうち、公共施設へ導入した再生可能エネルギーにより発電した電力の割合が、１０％以上となることを目指し、エネルギー消費の抑制および再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

平成23年3月改訂時より継続

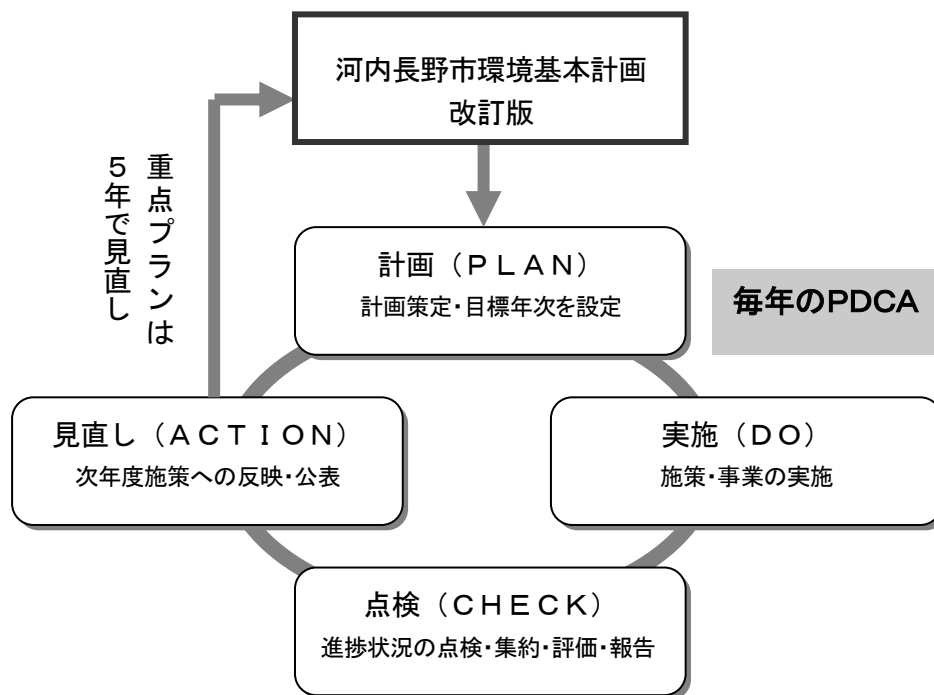
第4章 計画の推進

計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、本計画が確実に推進されるような仕組みを整備することが必要です。このため、市民、市民団体、事業者などの参加による計画を総合的に推進する体制をつくるとともに、適切な進行管理を行っていきます。

1. 推進体制

(1) PDCAによる進行管理

計画の総合的な進行管理（マネジメント）は、内容をPDCAサイクル※によって継続的に改善と推進を市民、市民団体、事業者などとの協働で進めます。また、年度ごとに、施策や数値目標などの進捗状況は「環境報告書」として取りまとめ、市のホームページなどを通じて公表します。さらに重点プランについては5年目の平成27年度で見直しを行ったところです。



①事業計画の推進

市は、各主体別・環境目標ごとの環境配慮基本行動を作成し、市が実施する事業や環境保全事業などにおける事前調整を図ります。

各部署は本計画に基づき施策・事業を実施します。

また、市の環境率先行動実行計画は、市の事務・事業活動に関する環境マネジメントシステムにより進めます。

②計画の進捗状況の公表

市は、本計画の施策の進捗状況を把握し、点検・評価を行い、部長級の会議などに報告し、事業評価として取りまとめます。目標の達成度の評価や全庁的な総合調整などを行い、年次環境報告書を作成し、市民に公表します。

また、市民の意見や提案を市の施策に生かすために、施策事業の市民意見の募集を行い、市民ニーズの反映に努めます。

③計画の見直し

本計画の重点プランは5年を目途に必要な応じて見直しや計画の点検を行い、環境保全・創出施策が適切に実施されるよう計画の進行管理を行うこととしています。

(2) 計画の推進体制

各種の施策を効率よく推進し、環境保全行動を全市的に拡げていくためには、市の行う事業だけでは限界があり、市民、市民団体、事業者一人ひとりの行動を促進していくことが重要です。

このため、計画の実効性を高め、効果的な推進を図るために、計画の進行管理（意見・提案・評価）や施策、環境配慮基本行動の取組みを参加と協働で進める仕組みを構築します。

2. 財政措置など

環境の保全・創出に関わる施策事業への重要度や緊急度を勘案して、重点的な財政措置及び市民、市民団体、事業者の環境保全活動支援のための必要な措置を講じます。

限られた予算で施策を実施していく中では、可能な限り費用対効果の事前把握と検証を行います。

用語説明

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構〔ISO〕の定める環境マネジメントシステム（EMS）等に関する国際規格のこと。企業等が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のための行動を計画、実行、評価するため、方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、点検して見直すという一連の手続きが必要とされる。

ISO26000／SR

SR：Social Responsibility の略。2010年11月にISO（国際標準化機構）から「ISO26000 社会的責任規格」が発行された。環境、組織統合、人権、労働慣行、公正な事業活動、消費者課題、社会発展（コミュニティ及び社会への貢献）の7つのカテゴリーから幅広いステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）の社会的責任に関するガイダンス文書。

アイデンティティ

個物や個人が環境や時間の変化にかかわらず、その連続性、統一性、不変性、独自性を保ち続けること、「主体性」をいう。他とはっきりと区別される、一人の人間の個性。また、自分がそのような独自性を持った、他ならぬ自分であるという確信。組織、集団、民族などにも用いられる。

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的としている。

アドプトプログラム

アメリカで生まれた新しいまち美化システムで、ボランティアとなる市民や地元事業者が「里親」となって、清掃美化する区間を養子（アドプト）とみなして、定期的に清掃し面倒をみる方法のこと。自治体と市民、地元事業者はお互いの役割分担を明確にして、合意をしながら協働でまち美化推進に取り組む施策の一つ。

硫酸化物

二酸化硫黄（SO₂）と無水硫酸（SO₃）の総称で、石油や石炭燃料の燃焼によって生じる。大気汚染の主体はSO₂ であるが、SO₃ も空気中の水蒸気と結合して硫酸ミストを生成し、動植物や人体に悪影響を与える。

遺伝子組み換え食品

遺伝子組換え食品とは、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせない植物などに組み込む技術を利用して作られた食品。現在、日本で流通している遺伝子組換え食品には、①遺伝子組換え農作物とそれから作られた食品、②遺伝子組換え微生物を利用して作られた食品添加物がある。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項で、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。主に家庭や小口の事業所などから排出される様々なごみをいうが、し尿及び家庭雑排水も含まれる。

イルミネーション

もともとは照明を意味する言葉であるが、著名な建築物や橋梁、特殊な装飾的建物などの外郭や周縁部に、電球や蛍光灯ランプ、あるいは発光ダイオードやネオン管などの光源を配置して電飾することをいう。電飾は光源そのものを見せることによって外郭の美しさを強調することがねらいなので、建造物のライトアップ（投光器で照明すること）とともに景観照明手法の一つとされている。

ウォーキングトレイル

ゆとりと潤いが実感でき、気軽に散策できる歩道。

雨水貯留浸透施設（枡）

雨水を都市における貴重な自己水源として活用するシステムを導入した施設。地下水のかん養や洪水抑制などの面から普及が望まれている。また、地下水をかん養するために、屋根に降った雨水をそのまま側溝に流さずに、地中に浸透させるための中間の枡を雨水浸透枡という。

エコアクション21

中小企業者等の環境への取組みを促進するための環境経営システムのことで、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、事業者が「環境経営システムの構築」、「環境負荷の削減（CO₂・廃棄物・水使用）」及び「環境活動レポートの作成・公表」を行い、ガイドラインに適合していることを第三者機関（E A21審査人）が認証することにより、環境経営の証明が得られる仕組み。平成21年11月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコカー

電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス（CO₂）の排出が少ない車。又は走行時に排気ガスが全く出ない車。

エコカーシェアリング

一つのエコカーを共同で利用すること。省エネ推進の手段の一つで、1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考案され1990年代に入ってから欧州で急速に普及した。電動自転車シェアリングも同様。

エコクッキング

栽培や運搬にかかるエネルギーの少ない旬の地域の野菜を選んで使う、調理の工夫をする、生ごみを減らす、堆肥にするなど、台所から地球環境を守る行動。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年（昭和57年）にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーが数多く企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段として推進に向けた取組みを進めている。

エコドライブ

車の排出ガスを少なくするため、無用なアイドリングをしない、急発進・急加速をしない、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境に配慮した運転をすること。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO_x（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO₂（二酸化炭素）の排出が抑制できる。

エコミュージアム

1971年にフランス人のアンリ・リビエール初代国際博物館会議会長が提唱した考え方で、一定の文化圏を構成する地域社会の人々が、生活と自然、文化及び社会環境の発達過程を歴史的に探求し、自然や文化遺産を現地で保存・育成・展示することを目的に「町全体が博物館であり、住民が学芸員である」とした生活環境博物館のこと。行政と市民が一体となって発想、創造、運営していく総合的な計画であり、行政側は資材、施設、技術、資金等を提供し、住民側はアイデア、頭脳、人的資源を提供して両者が協働して参画することとされている。

大阪エコ農産物

大阪エコ農産物認証制度は、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、平成13年12月に発足。農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもので、認証マークを表示して販売される。市内では大豆、たまねぎ、キャベツ、だいこん、はくさい、かぶ、ブロッコリー、もも、温州みかん、ぶどう（巨峰）、かき等が認証されている。

大阪府建築物環境配慮制度（CASBEEおおさか）

建築物総合環境性能評価システム、Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency の略。省エネや省資源・リサイクル性能等の環境負荷削減の側面や、室内の快適性や景観への配慮等の環境品質・性能の向上の側面から、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設、各種製造業の製造過程や建設工事に係る掘削工事などから発生する物質の総称。

オムニバスタウン

バスの有する多様（オムニ）な社会的意義「マイカーに比べて、人・まち・環境にやさしい」が発揮されることによって、快適な交通、生活の実現をめざすまち。

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収・再放出し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果をもつ大気を構成する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を相殺するため、他の場所で植林や自然エネルギーの利用等をもって埋め合わせる活動。排出者自ら二酸化炭素削減・吸収に関する活動を行う方法と、二酸化炭素削減・吸収量を排出者が購入する方法がある。カーボンオフセット制度はその仕組み。

カーボンフットプリント

個人の活動や企業の製品・サービス等の原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO₂量に数値換算（CO₂見える化）した指標のこと。制度はその仕組み。製品等に表示することで温暖化対策をアピールするとともに、消費者自身のCO₂排出量の自覚を促すことが期待される。

合併処理浄化槽

し尿や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水に処理して放流する浄化槽。

環境汚染物質排出・移動登録制度（P R T R）

環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を登録し公表する仕組みで一般事業者の報告などに基づき行政が公表する仕組み。

環境家計簿

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を減らすために、家庭から出しているCO₂の量を電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から計算して求め、記録することと合わせて、家計費の節約を励みにしながら、環境に配慮したライフスタイルに変えていくための方法が身につくように工夫された家計簿。

環境基準

環境基本法（平成5年）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染について定めている。この基準は、行政上の目標であって、事業場に適用される基準（規制基準）とは異なる。

環境教育・環境学習

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年）では、環境教育を「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」としている。環境保全に向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らの働きかけにより達成されとの考え方から、「環境学習」を使う場合もある。

環境共生（型）住宅

地球環境の保全、周辺環境との親和性、居住環境の健康・快適性の3点に配慮された住宅で、エネルギーの効率の良い利用などが行われる。環境共生型住宅も同じ

環境資源

環境を構成する要素は、大気、水、土壌、生態系、景観・町並みなどさまざまである。環境を一種の資源、資産、資本としてとらえた場合の表現である。

環境指標

本計画では、望ましい環境像を環境目標、その達成度を把握する目印を指標としている。

目標を数値で定量的に表すことができない定性的な目標については、環境の保全及び創出に関する行為の結果実現する状態を環境目標とし、その行為を指標とする。

環境定期券

環境負荷低減の観点から、自家用車から公共交通機関への利用へ誘導されることを目的とした優遇定期券のこと。休日に1枚の定期で家族など複数の人が使用可能なものなどがある。

環境と経済の好循環

国は平成16年に、2025年を一つの到達点として、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を実現することによる持続可能な社会への新たな展開を図る、「環境と経済の好循環ビジョンへ健やかで美しく豊かな環境先進国へ向けて～」を目指すビジョンを策定し、施策を推進している。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざす農業。

環境マネジメントシステム

環境保全の立場から組織が自ら環境に関する経営方針や計画を立て、計画の立案（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）という一連の手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組みをいう。環境マネジメントシステムの代表的なものとしてISO14001がある。

緩衝緑地帯

工場、道路、鉄道などから周辺の住宅地、市街地への公災害をやわらげるため積極的に境界地区において設けられる緑地帯。

かん養機能

雨水を表面流出水として流すのではなく、樹木及び地表植生などにより地下浸透を助長する機能。渇水の緩和や洪水防止のはたらきがある。

協働

市民、市民団体、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力・連携して取り組むこと。

空閑地

空閑地とは、主として都市内の宅地のうち、当該土地の所有者等が現に利用していない土地、長期間更地のまま放置されている土地のことをいい、土地利用計画上の空地となっているところは空閑地とはいわない。

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの有害物質を排出しない、又は排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。いわゆる自然エネルギーである太陽光、水力、風力、地熱などのほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。また、資源を再利用するリサイクルエネルギーや、従来型のエネルギーを新しい発想や技術でよりクリーンで効率良く使用する燃料電池やコージェネレーションなどがクリーンエネルギーとしてあげられる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、価格・機能・品質等だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法（正式名称は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が制定されている。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、エコツーリズムとも言われる。具体的には、都市住民が農山漁村の民宿などに滞在し、森林や河川などの自然とふれあうレクリエーションやスポーツ、農林漁業体験、農山漁村の生活体験、伝統芸能や伝統工芸の体験などを楽しむ旅行をいう。

グリーンベルト

丘陵や山地などの重なり合う斜面の緑の帯と市街地の緑空間や水辺空間などをつなげた緑の帯が連続するもの。

建築協定

良好な環境を維持するために土地や建物の所有者などが一定の区域を定めて、敷地規模、建築物の階数・用途・形態・意匠などに関する基準を定めて結ぶ協定のことで「建築基準法」に定められている。

コージェネレーション

一つの燃料源から二つの異なるエネルギー（電気エネルギーと熱エネルギー）を同時に供給するエネルギー供給システム。電力のみを発生させている発電設備では、原動機から出る熱を捨てていたが、コージェネレーションシステムでは、電力供給と同時に、捨てられていた排熱を効率よく回収し、給湯、蒸気、空調時等のエネルギーとして有効に利用している。

公開空地

民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまとまった空地。建築基準法における総合設計制度を適用することにより得られ、その面積に応じて容積率の割増しがある。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、環境基準が定められている。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

交通需要マネジメント

（TDM：transportation demand management）
自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らす対策として、規制だけでなく車の乗り入れに賦課金をかけるなど、自動車以外の移動手段に誘導しようとする総合的な対策。1995年から、運輸省などが北九州市などを地域指定し、支援モデル事業を進めている。

コミュニティプラント

市町村が生活排水処理計画に基づき、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設。

コンパクトシティ

住を含む都市機能を中心部に集積し、中心市街地の活性化や未利用地の有効利用など都市部の土地の高度利用によって、渋滞の緩和や近郊緑地の保全などの効果を意図した都市構造概念の一つ。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギー

ギーに含まれる。

里山

市街地や集落周辺の丘陵地や低山帯に広く分布する農用林や薪炭林等、農耕文化と広くかかわってきた雑木林のことを指す。従来、林産物栽培、落ち葉等の有機肥料、薪や炭の生産などに利用されていた森林で、自然林をアカマツやクヌギ、コナラなどの雑木林等に人為的に改変し維持管理されてきた市街地や集落周辺の低山や丘陵を指していたが、都市が郊外へ拡張した今日では、都市周辺の低山や丘陵を広く指して用いられる。近年、市民に身近な緑地として評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

里地里山

人間が生活し、自然が守られ、お互いが共存できる、里とその山間部を両方あわせた地域。人間が山と共にくらししてきた文化が色濃く残されており、人の暮らしと密着なかかわりを持つ自然環境である。里地里山文化も同じ。

3 R

環境に配慮した生活行動の取り組みに使われる用語。本市では、ごみを減らす暮らしの中での取り組みとして3 Rを呼びかけている。3つのRとは、リデュース（Reduce－減量。詰替用の商品を購入し、容器を何度も使えるよう心がけましょう）、リユース（Reuse－再使用。使えるものはすぐ捨てたりせず、修理や部品交換して長持ちさせましょう）、リサイクル（Recycle－再利用。できるだけ再生品を暮らしの中に取り入れましょう）をいう。

CO₂見える化

商品・サービスにともなう温室効果ガス排出量を定量的に見えるようにすること。製造事業者による商品の製造・運搬・使用・廃棄時の省CO₂の推進や、消費者の商品選択の1つの判断基準となることで、より省CO₂の商品・サービス選択が促進されること等が期待される。

市街化区域

「都市計画法」に基づき定める区域で、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資を行い、農林漁業との土地利用の調和を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分するもので、計画的な市街化を図る区域のこと。

自然エネルギー

太陽、地熱、風力、水力、バイオマス（木材、廃棄物等）などの自然を利用して得られる環境負荷の少ないエネルギー。

シャワークライミング

滝登りや水しぶきを浴びながらの沢登り、溪流遡行と滝つぼ泳ぎのこと。

親水空間

水辺に簡単に近づけたり、水に触れられるなど、水に親しむことができる機能で、快適な水辺環境の構成に必要な大きな要素。

スマートグリッド

情報通信技術を活用することによって、電力の需要と供給を常時最適化する、次世代の電力網。水力・火力など既存の発電施設と風力・太陽光発電など新エネルギーによる分散型電源を制御し、効率・品質・信頼性の高い電力供給システムの構築を目指す。地球温暖化対策の一つとして各国で取り組みが進められている。

生産緑地

都市計画法に基づく「市街化区域」内にある農地等のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等敷地として適している土地で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。国土交通省が所管する生産緑地法に基づき設定され、500平方メートル以上の規模があること、農林漁業の継続が可能であることが要件とされている。

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取りまく大気、水、土壌、光などの非生物的要素から成り立ち、それらの要素が物質循環などの過程を通じて複雑につながり、全体として一つの系が保たれている状態。環境汚染などにより、この系の一部が損なわれると、次第に全体の生態系の循環にも影響がでる。今日では、人間活動による急激な環境変化や意図的・非意図的な外来種の導入等が原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻を引き起こしている。

生物多様性

すべての生物が変異性を保ちながら存在していることをいう。人類の生存基盤である生態系が健全に維持される上で重要な役割を果たしている。遺伝子多様性、種多様性・生態的多様性を3つの観点から捉えられる。

生物多様性地域戦略

都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。「生物多様性基本法」の第13条において、生物多様性国家戦略を基本とした都道府県、又は市町村の生物多様性地域戦略の策定が努力義務として規定されている。

ソーシャルビジネス

環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯学習など社会的課題の解決を図るための取り組みを継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として有望視されている。低利融資を通じて貧困層の自立を支援し、ノーベル平和賞を授与されたグラミン銀行が典型例。社会的企業ともいう。

【た行】 多自然型川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。石材、木材、植物などの自然材料を使った工法がある。

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

地域冷暖房システム

蒸気、温水、冷水等を熱源プラントから地域配管で送り込み、一定地域内の建物群を冷暖房するシステム。

地球温暖化

人間の活動拡大により二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの大気中への濃度が増加し、地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平面海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

地区計画

都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画をいう。地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法。

窒素酸化物

一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素などの総称で、通称ノックス（NO_x）ともいう。石油や石炭などの燃焼にともなって発生する。有害ガスで、工場・自動車などから排出される。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果

ガスの一つである。

調整池・沈砂池

調整池（ちょうせいち）は、水道用水供給事業において、送水量の調整や異常時の対応を目的として浄水を貯留する池。送水施設の一部であり、送水施設の途中又は末端に設置される。

また、沈砂池（ちんさち）は、取水門、取水塔及び取水管渠などの取水施設により河川表流水を取水して、原水とともに流入した砂などを速やかに沈降除去するための施設。

低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがない又はその量が相当程度少ない自動車を指し、燃料電池自動車や天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車がある。

低炭素社会

エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会をいい、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会をめざすもの。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現される。

電動自転車シェアリング

一つの電動自転車を共同で利用すること。エコカーシェアリングを参照。

透水性舗装

地下水かん養、雨水排除のために、雨水を地下に逃がすことができる舗装。街路樹の育成、雨水流出効果のほか、雨水時の歩行性の改善、交通騒音の低減特性も有している。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月制定）において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物として政令で定めるもの。

特例市

政令による指定を受けた市で、中核市に準じる市。指定される要件は人口20万人以上であること。中核市が処理する事務の中から、一定のものが特例市に移譲される。ただし都道府県が処理した方が効率的と考えられるものについては移譲しない。

トレッキング

健康やレクリエーションを目的とした山歩き。また、高山の山麓を徒歩で旅行すること。歩くスキーなどについてもいう。

【な行】

燃料電池自動車

水素と酸素を反応（水の電気分解の逆の反応）させて電気エネルギーを取り出す装置で走行する自動車。水以外のものを排出せず、クリーンな自動車である。

【は行】

パーク＆ライドシステム

自家用車が都心部へ乗り入れて引き起こす渋滞を緩和するために、郊外の鉄道駅やバス停周辺に未利用地などを活用した駐車場を設け、自動車からバス・電車に乗り継ぎ、都心の目的地へ人を運ぶ方法。

パートナーシップ

様々な立場の組織や人が互いの立場を尊重しながら協力関係を結び活動に取り組むこと。

バイオマスエネルギー

飼料作物、樹木、家畜の糞、食品廃棄物、下水汚泥など生物に由来する有機物で、エネルギーとして利用できるものをいう。再生可能な資源であり、薪や炭のほか、木くずや廃材、トウモロコシなどから製造したエタノール、家畜の糞尿から製造したメタンガスなどがある。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を合わせた用語。再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。そのなかで、木材（林産資源）に由来するものを「木質（系）バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスは、発生源によって製材工場等残材、建設発生木材、林地残材等に分類することができる。

バイオマスタウン

地域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。平成23年4月末現在、全国318地区がバイオマスタウン構想を策定・公表し、取組みを進めている。

バイオマス・パーク

本市バイオマスタウン構想に基づき、市内におけるバイオマスを活用している公共施設や事業所などをつなぎバイオマス・パークと名付け、連携、協働し、市内一円をエリアとしたさまざまな事業を展開・創出する事業をいう。各サテライト支援施設では情報発信と啓発の場づくり（木のおもちゃ販売所、まきストーブ、間伐材商品販売所、地元商品PR販売など）や地域活動の展開を図る。

バリアフリー化

障害者や高齢者等の生活や活動に不便なバリア（障壁、障害、不便）を取り除くこと。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の汚濁物質（主に有機物）が微生物の働きによって分解されるときに必要なとされる酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が高いほど汚濁が大きくなる。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

ヒートアイランド現象

経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、生物の繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持つ概念。都市化の進展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの課題になっている。

PDCAサイクル

政策の企画立案（Plan）、実践・執行（Do）、評価・点検（Check）、改革・対策の実施（Action）の繰り返しにより、経営管理を行う手法をいう。環境マネジメントシステム参照。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10ミクロン（1cmの1000分の1）以下のものをいう。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガス等の人為発生源と、火山活動などの自然発生源がある。空気中に比較的長時間滞留するために、人間の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患の発症の増加を引き起こすとされている。

フレックスタイム

一日のうち共通に働く時間だけを定め、一日の労働時間又は週規定の労働時間を守る限り、始業・終業時刻を任意とする勤務体制。出社・勤務していなければならない拘束時間帯（コアタイム）を設けることもある。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物などの堆積にともない発生し、飛散する物質をいう。

壁面緑化

建築物等の構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。建築物の壁面の緑化も広い意味で「屋上緑化」という場合もある。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。

ペレット

ペレットは「小さな球」という意味で、ポリエチレンやポリプロピレンなどプラスチック製品の原料となる「プラスチック・レジン・ペレット」や「レジンペレット」、生ごみやペットボトルなどの廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉碎・乾燥して、生石灰を混ぜて圧縮・固化して円筒形に成型された「RDF ペレット」、おがくずや木くずなどの製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことを「木質ペレット」などがある。木質ペレットは、専用の「ペレットストーブ」の燃料として使い、バイオマスエネルギー源の一つとして注目されている。

ポテンシャル

可能性としての力、潜在する力のこと。

ポケットパーク

商業地や住宅地の一角を利用してつくられる小さな公園。人々の憩いの場、街角の景観ポイントとなる。

【ま行】 緑のネットワーク

身近な緑を公園や緑地、河川、道路や耕地の樹木などへつなぎ、さらに都市近郊の森林などを経て、自然地域へとつなぐなど、面、線、点で存在する森林、樹林、公園、河川などの緑を結びつけること。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーをいう。未利用エネルギーの種類と

しては、生活排水や中・下水の熱、変電所や工場の排熱、河川水・海水の熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、雪氷熱等がある。

未利用バイオマス

バイオマスのうち、稲わら、麦わら、もみ殻等の農作物非食用部、林地残材といった未利用のもののこと。

モーダル交通システム

鉄道、バス、自動車など各種の交通手段を効果的に組み合わせた交通体系。

【や行】 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づき定められた自動車騒音・振動の限度。指定地域内においてこの限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法に基づく交通規制等の措置の要請を行い、また、道路管理者に対しては道路の改善について意見を述べるができる。

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

【ら行】 リスクコミュニケーション

化学物質等の人為活動によって生じた環境の汚染や変化が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性に関する正確な情報を、市民・事業者・行政の全てが共有しつつ、相互理解を促進すること。

